

総 務 委 員 会 記 録
【 速 報 版 】

令和8年5月19日開会

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 大桑正貴委員長 これより委員会を開会いたします。



◎ 委員席の指定

- 大桑正貴委員長 委員席につきましては名立てのとおり指定いたします。

大 岩	横山 (正)	山 下	黒 川	こがゆ
副 委 員 長	委 員	委 員	委 員	委 員
大 桑				
委 員 長				
竹 内	仁 田	藤 崎	くしだ	井 上
副 委 員 長	委 員	委 員	委 員	委 員



◎ 正副委員長代表挨拶

- 大桑正貴委員長 初めに、正副委員長を代表いたしまして、私から一言御挨拶申し上げます。

このたび総務委員会の委員長を拝命いたしました大桑正貴でございます。

皆様御存じのとおり、本委員会が所管する局はいずれの局も本市の根幹をなす事務事業になっており、様々な行政課題に直面する中で、持続可能な市政運営を行っていくための各種施策の審査をしていく重要な委員会であると認識をしています。

このような重要な委員会を担当するに当たり、私自身その責務の重さを痛感しておりますが、幸いにして竹内副委員長、大岩副委員長、両副委員長に補佐をしていただくこととなり、大変心強く感じています。また、委員の皆様方におかれましても、この1年間、御支援、御協力を賜りますようにぜひよろしくお願いいたします。

また、副市长をはじめ当局の皆様、また報道機関の皆様におかれましても御協力いただきますようお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、正副委員長を代表しての挨拶といたします。

では、1年間、どうぞよろしくお願いいたします。



◎ 各委員自己紹介

- 大桑正貴委員長 次に、各委員の自己紹介でございますが、既に皆様御承知の方ばかりですので、本日は省略いたします。



◎ 当局代表挨拶

- 大桑正貴委員長 次に、当局を代表して佐藤副市长より御挨拶があります。よろしくお願いいたします。

- 佐藤副市长 当局を代表いたしまして、一言御挨拶申し上げます。

大桑委員長、竹内副委員長、大岩副委員長をはじめ、各委員の皆様方におかれましては、本日から1年間、

議会局の諸案件に関しまして御審査いただくこととなります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

よりよい議会運営、またよりよい市政運営のため、委員の皆様方としっかりと真摯に議論を重ねまして、確実に連携させていただきながら取組を進めていきたいと考えております。

どうぞ委員の皆様方におかれましては、これから1年間、御指導、御鞭撻等を賜りますようお願い申し上げます、私の御挨拶といたします。

どうぞ1年間よろしく願いいたします。

- **大桑正貴委員長** 副市長、ありがとうございました。

◇

◎ **局長挨拶及び職員紹介（部長職以上）**

- **大桑正貴委員長** それでは、議会局関係に入ります。

初めに、濃野局長の挨拶及び職員の紹介がございます。

- **濃野議会局長** 議会局長の濃野誠でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

大桑委員長、竹内副委員長、大岩副委員長をはじめ、各委員の皆様方におかれましては、この1年間、どうぞ御指導、御鞭撻、よろしく願いいたします。

議会局の部長級職員を紹介いたします。

(職員紹介)

◇

◎ **事業概要について**

- **大桑正貴委員長** それでは、議題に入ります。

なお、当局の発言に際しては着座のままをお願いいたします。

それでは、事業概要についてを議題に供します。

当局の説明を求めます。

- **濃野議会局長** それでは、事業概要について御説明いたします。

まず、機構及び事務分掌につきまして、2ページを御覧ください。

機構でございますが、議会局は局長の下、市会事務部と総務課、秘書広報課、議事課及び政策調査課の1部4課で組織されております。

3ページにお進みください。

事務分掌でございますが、まず総務課の主な事務につきましては、予算・決算、その他経理や職員の人事及び給与などに関することを所管しております。

次に、秘書広報課につきましては、議長及び副議長の秘書や、議会に関する広報及び報道などに関することを所管しております。

次に、議事課につきましては、本会議、常任委員会、運営委員会、特別委員会などに関することを所管しております。

次に、4ページにお進みいただきまして、政策調査課につきましては、市の施策等に関する情報の収集及び分析並びに調査研究や、議員提出議案などに関することを所管しております。

事務分掌につきましては以上でございます。

次に、予算説明書について、5ページを御覧願います。

令和8年度の予算につきまして、6ページにお進みください。

上段の歳入予算でございますが、諸収入として44万9000円を計上しています。これは、右側の説明欄に記載のとおり、会計年度任用職員の社会保険料本人負担分でございます。

下段の歳出予算でございますが、議会費の総額は32億463万6000円を計上しております。支出の内訳は、右側の説明欄に記載のとおり、職員人件費から議会調査費まで、議会運営のための諸経費でございます。

以上でございます。

- **大桑正貴委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **山下正人委員** 1点だけ。濃野さんが新局長になられたので、年度の初めに改めてちょっとお聞きしたいのですが、議会局と市長部局というのは、これは二元代表の下のおのおの役割が違うと思うんですけども、これ冒頭ちょっと確認しておきたいのですが、やはり皆さん方も市長部局のほうから異動されたり、また異動される方もいらっしゃるし、もともと横浜市の職員で入られているんですけども、議会局の職員として議会局の職責を果たすためには、やっぱり二元代表の重要性というのをしっかり認識した中で、職員の皆さんの意識の統一が必要だと思うんですが、局長の見解だけお伺いしたいと思います。
- **濃野議会議長** 我々の職務は、正副議長をお支えするとともに円滑な議会運営のサポートということで、議員、行政から信頼される議会局、それから市民からの期待に応えられる横浜市会を支える議会局として、誠心誠意努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。
- **山下正人委員** 副市長にお伺いしたいんですけども、先般の第1回定例会のときに、市長の答弁というのが極めて不誠実と映ったものですから、極めて異例なことなんですけども、運営委員会からの委員長名で、市長に対して真摯な答弁を求めるといった意見が出たと思うんですが。
昨今、これは私の感じているところなんですけども、市長部局が議会局のいわゆる事業に関して口を挟むことが多くなった気がするんです。例えば、広報よこはまで我々がどういった質問したかとか、そういったものは——広報よこはまではない、議会だよりで書いているんですよ。それに対して、当局サイドから表現がどうだとかああだとか、いちやもんをつけることがかなり増えてきたんですけども、これ先ほど私、濃野局長にお聞きしたとおり、二元代表ということですから、市長部局の立場として守っていただくべき一線があると思うんですが、そこのところ今後そういったことがあまりないように、しっかり佐藤副市長のほうからも当局に対して御指導いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
- **佐藤副市長** ただいま局長からも答弁がございましたけれども、二元代表という中で、やはり議会局の役割としては、議会運営をしっかりとサポートしながら取組を行っていくと。また、今、山下委員からもお話ありましたように、議会だより等々を通しながらも、議会の活動についてを市民に向けて発信していくと、そういうふうな機会がある中で、そういった活動については、やはり議会の意思として取組を行っていくべきものとも思っておりますので、そこについてはしっかりと議会局もサポートさせていただきながら、取組が行っていくように、私自身もそういう観点で取り組んでいきたいと考えております。
- **大桑正貴委員長** 他に。
- **黒川勝委員** 議会局で取り組む主権者教育について、昨年も私、夏休みに子どもアドベンチャーだとか、市立の高校生との対話集会というんですか、そういうようなものだとか、あと大学生がインターンシップで議会局に来てくれているという、そんなことも体験させていただいて、今まで以上に、こども条例ができた成果の一つではないかなとは思いますが、子供たちから意見を聴取するだとか、あるいは高校生か

ら政策に関して様々な提案をしてもらうだとか、大学生ともそのような機会をいただいたんですけども。そのあたりについて今年以降、またどういう考え方でやるのかなというのと、そういう部分についてがちょっと業務分掌の中にあまり含まれていないかなという気がするんですけども、また来年以降、このあたり少し文言を、主権者教育の部分では少し深めていただきたいと思いますと思いますが、局長の見解をお伺いします。

- **濃野議会局長** 御質問ありがとうございます。主権者教育、大変重要だと考えております。歴史的に言えば、児童・生徒の本会議傍聴から始まり、児童・生徒の市会議事堂の見学、それから先日も高校生を対象とした意見交換でありましたり、大学生を対象とした意見交換、教育プログラム、それから子どもアドベンチャー、そういうことも通して熱心に取り組んでいきたいと、今年度も考えております。

以上でございます。

- **黒川勝委員** ありがとうございます。業務文書を読むと、政策調査課のところの8番かな、議会に関する児童及び生徒の理解の促進に関することというのがそれに当たるのかなと思いますが、現実には児童及び生徒だけではなくて、学生だったりとか、大学生なんかも含めてということになりますし、理解の促進ということのみならず、いろいろ意見交換をしたりだとか、政策提案をいただいたりだとか、そういうことにも今取り組んでもらっているので、このあたりまた改めて御検討を、来年以降していただければと思いますが、御見解をお願いいたします。

- **濃野議会局長** 一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

- **井上さくら委員** 御説明ありがとうございます。私からは1つ、傍聴者への対応のことをお願いしたいんですけども、今、議会への注目度も高まっていて、それはとてもいいことだと思うんです。直接傍聴に来られる方も増えています。

来られた方たちがやっぱり驚くのは、本会議場がそもそも議員が全部見えないこととか、それはやっぱりほかの議場とかと違うということとかおっしゃられたりするんですけども。さらに、本会議場などでは上の傍聴席に行くと、警備員の人たちが物すごく傍聴者に向けて立っていて、すごく物々しい感じを受けるといことで、もちろん議会を妨害するような行為に及んではいけないので、そこは必要な最低限というのはあると思うんですけども、傍聴に来てくださる市民に歓迎というか、よく来てくれましたということだと思うので。

昨年度になりますけれども、少し議会局の方と、議事課長さんとかと傍聴を重ねている皆さんとで意見交換させていただいて、少し警備の在り方について検討いただいたんですね。その辺引き続き、傍聴に来ることがちょっとはばかれるようなというか、来たら監視されてしまうのかなと思われぬような対応を議会局としてはしていただきたいんですけども、その辺はどうでしょうか。

- **濃野議会局長** 傍聴に来ていただくことは、議会を知っていただくということも含めて非常に大事なことだと考えております。来ていただいた方に不快な思いをされないよう、親切丁寧な対応を心がけていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

- **井上さくら委員** 警備は、全体が庁舎管理の総務局のほうの指揮命令系統なんですか、議会棟の中も。ただ、やっぱり議会の中の警備の在り方は、例えば庁舎全体とはちょっと違う姿勢というか、あってもいいと思うんですよ。不審者が来るぞみたいなことではなくて、ある意味案内役であったりとか、コンシェルジュとまでは言わないですけども、ちょっと行き方が分からなかったりしたら案内してくれるとか、どうぞ

入ってくださいぐらいの姿勢という意味では、一般の庁舎の監視して見回っているのとはちょっと違う姿勢が必要だと思うんですよ。そこのところはどうですか。

○ **濃野議会局長** 守衛さんの対応ということだと思うんですけども、それにつきましては、やっぱり来ていただく方が心地よく傍聴していただくために、総務局とも連携しながら、どういう形がいいとか、そういうことを話し合っていければなどは思っています。

○ **井上さくら委員** よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○ **大桑正貴委員長** 他によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○ **大桑正貴委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で議会局関係の議題は終了いたしました。

次に、監査委員関係に入ります。

当局参集の間、暫時休憩といたします。

休憩時刻 午前10時15分

(当局交代)

再開時刻 午前10時16分

○ **大桑正貴委員長** それでは、委員会を再開いたします。

◎ 当局代表挨拶

○ **大桑正貴委員長** 初めに、当局を代表して鈴木副市長より御挨拶がございます。

○ **鈴木副市長** 監査事務局、選挙管理委員会事務局を所管いたします鈴木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

大桑委員長、竹内副委員長、大岩副委員長をはじめ、委員の皆様方にはこの1年間、監査事務局及び選挙管理委員会事務局に関します各種議案の審査、また事案について様々な御議論をいただくこととなります。よろしくお願ひいたします。

横浜市を取り巻く環境が大きく変化する中、市民の皆様から期待、信頼される市政運営に向けまして取り組んでまいります。

委員の皆様方におかれましても、一層の御理解、御指導を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、御挨拶といたします。

1年間、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ **大桑正貴委員長** 鈴木副市長、ありがとうございました。

◎ 局長挨拶及び職員紹介（部長職以上）

○ **大桑正貴委員長** それでは、監査委員関係に入ります。

初めに、市川局長の挨拶及び職員の紹介がございます。

○ **市川監査事務局長** 監査事務局長の市川一弘でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

監査事務局は、5人の監査委員の下、本市行政の信頼性の確保に向け、各種の監査業務を行っております。

大桑委員長、竹内・大岩両副委員長、それから各委員の皆様方の、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い、どうぞよろしくお願ひいたします。

幹部職員を紹介いたします。

(職員紹介)

◎ 事業概要について

○ 大桑正貴委員長 それでは、議題に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままをお願いいたします。

事業概要についてを議題に供します。

当局の説明を求めます。

○ 市川監査事務局長 それでは、監査事務局の事業概要について御説明いたします。

資料の2ページを御覧いただければと思います。

監査事務局機構図を御覧ください。

監査事務局は、監査部1部の下、監査管理課、財務監査課の1部2課で組織されております。

資料3ページを御覧ください。

事務分掌でございますけれども、まず、監査管理課の主な業務として、(3)監査委員、(5)住民請求監査、(6)外部監査に関する事などを所管しております。

次に、財務監査課ですけれども、(2)内部統制評価報告書審査、(3)財務監査、(4)行政監査、(6)決算審査に関する事などを所管しております。

次に、監査事務局の予算について御説明いたします。

資料の5ページを御覧ください。

まず、歳入ですけれども、24款諸収入、7項雑入は2万3000円で、主に社会保険料本人負担分でございます。

資料6ページを御覧ください。

歳出の2款総務費、13項監査費は4億8357万円で、監査委員の職務執行及び局の運営に要する経費並びに外部監査に要する経費でございます。

続きまして、運営方針について御説明いたします。

資料7ページを御覧ください。

上段のⅠ、監査事務局の基本目標ですが、左側点線で囲んでいる部分を御覧ください。

本市においては、将来的な市税収入の減少、社会保障経費のさらなる増加、公共施設の老朽化課題、市民ニーズの多様化・複雑化など、本市を取り巻く環境は厳しさを増しております。

監査事務局は、監査委員の下、市が実施する各種の事業が適正に、経済的、効率的、効果的に運営されているかどうか、最少の経費で最大の効果を挙げるため、市政について様々な角度から監査を行い、区局本部の業務の適正化や改善を支援し、市政への信頼の向上につなげます。

資料8ページを御覧ください。

左側のⅡ、目標達成に向けた施策ですけれども、1、区局本部の業務の適正化と改善につながる監査といたしまして、市政方針を意識し、DXの推進に伴い変化する区局本部の事業の業務上のリスクに留意しながら

ら、全体最適の視点を持って監査を行います。また、区局本部の業務の適正化及び改善に資する視点で監査に臨み、内部統制体制との連携により組織の好循環を生み出すことで、事故・事務処理ミスが発生しにくい体制づくりに寄与します。

さらに、市民目線・現場感覚を大切に、区局本部の納得性の高い監査を実施し、是正すべき内容に応じたスピード感を持って改善を促すことで、監査の信頼性を確保します。

加えて、監査結果が指摘にとどまることなく、今後の業務に活かされるような意見を付すとともに、共通する事務については、制度所管課へ働きかけることにより、効果的な業務改善を促進します。

2、適正性と経済性・効率性・有効性の視点及びリスクアプローチに基づく監査といたしまして、区局本部の業務改善に向け、経済性・効率性・有効性の視点も踏まえた監査を行います。あわせて、区局本部の個々の事業の執行過程において内部統制が有効に機能しているかを確認しながら、リスクの度合いと影響度に応じた監査を行います。

次に、右側のⅢ、目標達成に向けた組織運営といたしまして、上から順に人材育成の推進、チーム力の向上、働きやすい職場づくりを基本に取組を進めてまいります。

最後にⅣ、GREEN×EXPO 2027の成功に向けた機運醸成といたしまして、全国レベルで組織している監査関係団体等を通じて、他都市へのPRを行ってまいります。

以上、監査事務局の事業概要について御説明いたしました。

- **大桑正貴委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
(発言する者なし)

- **大桑正貴委員長** 特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で監査委員関係の議題は終了いたしました。

次に、選挙管理委員会関係に入ります。

当局参集の間、暫時休憩といたします。

休憩時刻 午前10時24分

(当局交代)

再開時刻 午前10時24分

- **大桑正貴委員長** それでは、委員会を再開いたします。

◎ 局長挨拶及び職員紹介（部長職以上）

- **大桑正貴委員長** 選挙管理委員会関係に入ります。

初めに、武島局長の挨拶及び職員の紹介がございます。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 選挙管理委員会事務局長の武島和仁でございます。どうぞよろしくお願いたします。

当局は、4人の選挙管理委員の下、各区の選挙管理委員会と連携しつつ、各種選挙の公正かつ円滑な執行管理と積極的な投票参加の推進に努めてまいります。

何とぞ委員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、当局幹部職員を紹介いたします。

◎ 事業概要について

- 大桑正貴委員長 それでは、議題に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままをお願いいたします。

事業概要についてを議題に供します。

当局の説明を求めます。

- 武島選挙管理委員会事務局長 それでは、事業概要につきまして御説明申し上げます。

まず、お手元の機構及び事務分掌の1ページを御覧ください。

当局の機構は、事務局長以下、選挙部の選挙課、調査課の1部2課で組織されております。また、下段には参考としまして、区の選挙管理委員会事務室の組織を掲載しております。

続きまして、事務分掌につきましてですが、2ページを御覧ください。

まず、選挙課の主な業務ですが、中ほどの選挙係の(4)にございます各種選挙の執行管理などを所管しております。

また、調査課につきましては、(1)の選挙の施策等に関する情報収集及び分析・調査研究を所管しております。

続きまして、当局の本年度の予算でございます。

お手元の令和8年度予算説明書の1ページを御覧ください。

まず、歳入につきましては、19款県支出金で、歳入合計は一番下でございます4億7781万円となっております。このうち主なものは、統一地方選挙費委託金となっております。

次に、2ページを御覧ください。

歳出につきましては、2款14項の選挙費17億2524万円となっております。内訳としましては、1目選挙管理委員会費9億8546万円のほか、2目統一地方選挙費7億3978万円となっております。

続きまして、運営方針につきまして御説明をいたします。

お手元の令和8年度選挙管理委員会事務局運営方針を御覧ください。

まず、上段のⅠ、基本目標でございますが、色塗りで記載しております箇所でございます、公正かつ円滑な選挙執行及び持続可能な選挙執行に向けた調査・研究を行うとともに、誰もが投票しやすい環境づくりと、積極的な投票参加を促すための効果的な広報・啓発の実施の取組を推進することといたしました。

この基本目標を達成するために、その下のⅡ、目標達成に向けた施策としまして4つを掲げております。

1つ目は、公正かつ円滑な選挙執行でございます。来春の統一地方選挙の執行に向けた計画的かつ着実な準備、選挙の信頼確保に向けた事務処理ミスの防止などの取組の推進、開票の迅速化に向け、読み取り分類機の導入などに取り組んでまいります。

2つ目は、投票しやすい環境づくりでございます。これまで検討を進めてきました共通投票所の統一地方選挙での試行導入に向けた着実な準備を進めるとともに、期日前投票所の利便性の向上及び混雑対策などに取り組んでまいります。

3つ目は、持続可能な選挙執行に向けた調査・研究でございます。人口減少や地域の担い手の高齢化が進む中、持続可能な投票所の運営体制の構築に向けた検討と、時代に合わせた選挙業務の在り方の調査・研究

として、電子投票など、選挙をめぐる新たな動きの情報収集などに取り組んでまいります。

4つ目は、効果的な広報・啓発の実施でございます。統一地方選挙に向け、広報・啓発活動を実施するとともに、主権者教育の推進及び幅広い世代への啓発に取り組んでまいります。

2ページを御覧ください。

Ⅲ、目標達成に向けた組織運営としまして、記載しております4つの項目を基本に取組を進めてまいります。

なお、3ページ目以降には、主な事業・取組を掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

以上、選挙管理委員会事務局の事業概要について御説明いたしました。

- **大桑正貴委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **井上さくら委員** 今御説明があった令和8年度の運営方針の適正な事務執行というところにも関わることなので、ちょっと幾つか伺いたいんですね。というのは、今年2月にあった衆議院選挙の際に鶴見区では、私も地元なので申し訳ないなという感じもするんですけども、鶴見区において投票録というものが、これは各投票所で作成をする非常に重要な書類なんですけれども、44か所の投票所の投票録が全て紛失ということで、いまだに見つかっていないんですね。個人情報もちろん入っているし、そもそも非常に法律で保管が、現在の衆議院議員の任期満了まで保管しなければならないということになっている書類が鶴見区において失われている状態ということで、大変重要な問題だと思っています。

これ、ちょっと簡単に概要と、市選挙管理委員会としてどういうふうに捉えているか、お願いします。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 概要の件につきましては、今委員が申し上げたことでほとんどなんですけれども、投票録というのは、それぞれの投票所の記録として作成することが義務づけられていまして、投票したときの状況、投票者の数ですとか、何時に開けて閉めたとか書いてあり、あと、そのほか投票所において記録をとどめるべき事柄を記載するものでございます。例えば、投票箱の空を最初に確認した人を記入するですとか、代理投票した人を記録として書いておくとか、こういうものでございます。

それが、任期中は保管しておくべきものなんですけれども、開票所で各投票所から投票録が集結して、そこで各投票所の投票者数を集計して確定して開票に入る。開票が全部終わりますと、開票所には開票した票もあるんですけども、投票箱とかございます。残票もあります、投票録もあります。もろもろの書類、物品等を持ち帰ることになっております。その中で、投票録を持ち帰って区で保管している状況だったんですけども、区の中で投票の記録の整理をする調査をかけて、それを投票録から確認しようとしたところ、探したところ所在が見つからなかったと、現在においても見つからないという状況でございます。

私どもとしましては、この中には大勢の個人情報も入っておりますし、また、そもそも公職選挙法で、選挙を執行したときの記録として保管義務のある重要書類の紛失ということで、このようなミスが発生したことにつきましては非常に重く受け止めております。

そのことで、選挙が終了した後にそのような状況になっているんですけども、選挙の結果には異動を及ぼすということでは、このこと自体ではならないということではありましたが、今後、二度とこのようなことが起こらないよう、各区の選挙管理委員会と一緒に再発防止を考えていきたいと思っております。

- **井上さくら委員** 重く受け止めていると今おっしゃっていただいたんですけども、ちょっとその後の対応ね、鶴見区のほうともさんざん話しましたが、はっきり言ってあんまり受け止めが、どれぐらいちゃ

んと重く受け止めているのかなという印象も持ったんです。

結局、1つは、区のほうでもこの投票録をちゃんと確認をし、どの時点で見ているかという、開票所に集めて記録を取ったところまでは見ているけれども、その後は分からないんですね。持って帰ったのか、区役所で入れたときにチェックしているわけでもないから、そういったマニュアルという程度にもいかなかったも、そもそもどういうふうこれを扱うのかについての明文化が全くされていないということが分かりました。

それは、鶴見区だけなのかと、ほかの区の状況はどうかということとかも、市選挙管理委員会のほうに事前にお聞きしたけれども、市選挙管理委員会のほうでは、もうそういうのは区にお任せしているんです。確かに、どこに保管するかとかは区役所の状態によるから、細かいところは区かもしれないけれども、市選挙管理委員会としても、さっきあった法律で義務づけられている保管というのは3種類の文書しかないんですよ。そのうちの一つですから、その扱いが市選挙管理委員会としてちゃんとされていたのか。これはもう区任せなのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** まず、私どもとして、これは区任せでいいとは思っておりません。これは最初に申し上げておきます。

今回のような重要な書類について、持ち帰ることが明確に書かれているかどうかということにつきましては、選挙、本当にいろんな業務の積み重ねで、一つの選挙をミスなく終えるということはあるので、本当に様々なチェック項目が実はございます。投票録を持ち帰って保管するというのは、ある意味もう当たり前前と申しますか、かなりそれに近いレベルがありまして、もしかしたらそういうところが盲点だったかもしれません。反省します。

それで、例えば開票録とか投票用紙とか重要書類を持ち帰ることというのは、それは説明会等でも説明しております。具体的に投票録と書いていなかったというところは確認したらありました。なので、そこまで書くということも含めて、今後どのようなチェックリストを作っていく方がいいか。全体のチェック項目がいっぱいある中で、どういうところを書けばいいかというのは、現場を運用している区選挙管理委員会とも一緒に考えていきたいと思っています。

これは、選挙の遂行の段階までのお話です。終わった後に持ち帰ってどのように保管するかということにつきましては、区庁舎の保管の在り方みたいな、いろんな物的環境もございますので、考え方は整理できると思うんですけども、細かなチェックの仕方とかは、申し訳ございません、区任せというわけではないんですけども、それぞれの区で考えていただくという方向で進めていくべきことかなと考えております。

- **井上さくら委員** 今、局長もおっしゃったように、区で明文化されていなかっただけではなくて、市選挙管理委員会として、市選挙管理委員会が各選挙事務に従事する職員に説明する際にも、投票録を持ち帰ると書いていないんですね、私も見せてもらったら。法律で定められていることが書いていないのかと思ってびっくりしました。それはもう当たり前のことだからとおっしゃるけれども、やっぱり選挙事務に従事する方たち、もちろん職員の入れ替わりもあります。それから、昨年度は3回の選挙もあって、非常に職員にとって仕事が過重になっていたと、総選挙も急な選挙だったということもあるし。そういう中で、いや、これは当たり前だから書かなくてもいいでしょうということには絶対ならないと思う。

だから、そこのところはちょっともう一度改めて、市選挙管理委員会としての、特に法令遵守って今回も書かれているとおりにだから見直していただいて、区のほう、鶴見区だけではないのではなかろうかと思って

します。それは周知して、どのように改善されたかということはチェックしていただきたいと思えます。

もう一つは、紛失発覚後の対応のことが私さらに重要だと思っていて、これ今あったように、鶴見区では、この投票録を紛失していまだに見つかっていないことで、公職選挙法上の違法状態なわけですよ、言わば。そういう重大な事態にもかかわらず、この件は個別公表を一切していないんですね。記者発表していません。どういう発表をしたかという、毎月月に一度、事務処理ミス一覧というのを総務局のガバナンス推進室ですらっと一覧表にして出しています。これの中に1行、たった1行、鶴見区で衆議院選挙投票録の紛失と書いてある、たった1行。これで公表したことにしてしまっているんですね。しかも、これ発覚して、2月に行われた選挙なんだけれども、そもそもないぞと分かったのが1か月後、3月19日に正式には紛失届になっていますけれども。その後、この公表までさらに1か月たっている。これ、一括公表でたった1行の記載って中身全く分からないんですよ、どういう意味なのかとか。これでいいんですか。ちょっと公表の仕方のことについて見解を伺いたい。

- **武島選挙管理委員会事務局長**　今回、この事案が起こったのは鶴見区でございまして、公表されたのも鶴見区でございます。今回の事案が分かった時間的なタイミングで言いますと、持ち帰っているという認識の下で、当然鶴見としてはあるものだと思っていたんだと思いますが、選挙が終わった後のいろんなデータの照会をかけて、それに回答しようとして投票録を見ようとしたら見つからなかったのが分かった。それを、でもあるのではないかと探していて、やっぱりちょっと見つからないというのが発覚したのが3月19日です。その3月19日の時点では、もうこれ見つからなければ、もう公表だなということでは、それは鶴見区も考えていましたし、私たちもそうだねということで考えていました。

このなくなったことについては2つありまして、中に記載されているのが個人情報という側面もありました。それから、選挙において重要な書類という側面もありました。選挙において重要な書類という側面から、これは選挙の効力に影響を及ぼすようなところまでいくのだろうかというところにつきましても、私ども確認しまして、選挙は全て完了して、このことがなくなったことによって効力にまでは、なくしてはいけないんですけれども、保管義務という意味では、効力にまでは影響を及ぼすものではないというところまで確認できて、その部分を鶴見とも共有いたしました。

公表の方法に当たっては、ガバナンス推進室のほうとも鶴見区を中心に相談しまして、これについてはどちらの方法もあり得るという中で、それは発表する当事者が責任を持って受け答えしなければいけないので、そちらの判断になるということで。我々としても、例えばこれが明確に個別で発表しなければいけない案件だと言えることがあれば、アドバイスといいますか、そうなんじゃないと言えるところもあるんですけれども、どちらもあり得るという状況でしたので、なかなかそこまでは、私ども公表するというところでは進めていましたので。結果的にどうだったかということは、また次に生かしていかなければならないと思っておりますが、その時点ではそういう状況でございました。

- **井上さくら委員**　個別発表しなくてはならない案件ならアドバイスしていたんだけどもおっしゃるけれども、個別発表しなくてはならない案件ですよ、こんなの。違法状態なんだし、それから個人情報で190名の個人情報漏えいになっているんですね。行政機関は、100名以上の個人情報漏えいがあったら国に報告です。実際、国の委員会には確かに報告していますよ。それぐらいの事態なんだから、個別公表すべき。

もう一つは、これ書かれているお名前が、地元の方たちが様々立会人をやっています。そうい

う方たちの名前も出ています。それから、例えば立会人の方とか、それから投票管理者とか、こういう方たちはある意味特定できるわけですね、選挙管理委員会のほうで、どなただということが。だから、本当は、紛失されたと分かった時点で、本来はその方たちに速やかにおわびしなければいけないではないですか。地元の地域の方たちで、ふだん非常に尽力をいただいているわけですよ。急な選挙にも対応いただいているわけですよ。そういう人たちの個人情報どこかへいってしまったと、もしかしたら悪用されるかもしれないわけですよ、昨今のような状況だと。そのことを1か月隠しているんですよ。

さらに問題なのが、特定できない方の名前があるんですよ、住所と名前。それはさっきおっしゃったけれども、投票箱の空を確認する。各投票所に行って、一番乗りの方は空箱ですということを見てくださる。その方の場合は住所と名前を書いているんですよ。それはこの投票録に書いているんですけども、投票録以外にはないんですね。そうすると、これ44枚丸ごとなくしてしまったから、その方が誰なのかが分からないと。だから、個人情報を紛失しているのに、当事者に連絡できていないんですよ、いまだに。こういう状態だったらば、速やかに公表をして申し訳ありませんと、こういうものが紛失しています。

もう一つ言ったら、空箱確認の方だけではなくて、代理投票の方のお名前。代理投票というのは、本人が投票するのがいろんな事情で難しいということで、代わりに職員の方が意思を確認して投票用紙に記入すると。ということは、何らかのハンデがある方である可能性が高いわけですね。何らかのそういうハンデを持っている人が、この選挙区の名前がこうだなということが、ある意味、何らかの事情のある人がということが分かるわけですよ。その人たちの名前もこの投票録にしか書いていないから、いまだにどなたか分からないというわけ。そんなの速やかに、どなたか特に分からないんだから、実はこういう問題がもう1か月前になってしまうんですけども、1か月前以降見つかっていませんと、ごめんなさいをしなければいけないではないですか。

そして、その方たちに、特に特定できない方、御自分では分かっていると思うので、投票所に行って代理投票した人は分かっているわけですよ、家族も分かっているかもしれない。そういう方たちに申し訳ないと。直接おわびができない、直接御連絡はできないけれども、こういうものが今失われていますと、ぜひお気をつけくださいって言わなければいけないではないですか。なぜそれを一刻も早くやらないんですか。そこどうですか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 公表を早めにすべきであったということ、それから個々の被害に遭われた方に、できる限り具体的に謝罪するべきであったということは、御指摘そのまま受け止めます。そういうふうなことが今後も必要だろうと思います。

ただ、今回のことを我々も一つの教訓としながら、今後も我々はミスゼロを目指していきますけれども、本当にいろんな状況がありまして、万一またミスが起こって発表せざるを得ないようなときには、状況が今回と全く同じとは分かりませんが、その状況を判断する際には、今回のことを教訓にさせていただいて対応してまいりたいと思います。

- **井上さくら委員** ですから、先ほど局長はこの一括公表、1か月後の一括公表ですよ。1か月後の一括公表ではなくて、個別公表、個別に記者発表なりすべきだと思っていたらアドバイスしたんですけども、そういう案件ではなかったからとおっしゃったけれども、そこは改めていただきたいですね。

つまり、今おっしゃったのは、それは区の判断だと。自分たちはどっちとも分からないから、どちらともアドバイスしなかった。そして区の判断なんだとおっしゃったけれども、その辺も、これ区選挙管理委員会

は市選挙管理委員会とは別で、独立した組織だということは承知しています。しかし、やっぱりさっき申し上げたように、いろいろ職員の入れ替わりがあったり、経験が十分でなかったりということもあるかもしれない。だから、ちゃんと市選挙管理委員会として、ある意味、こういう事態になったらちゃんと公表しようということは、ある程度持つべきではないかと思うんですけども、それはどうですか。

○ **武島選挙管理委員会事務局長** 区の判断にだけ任せるということでは考えておりません。一緒になって考えるべきだと思っています。今回のことも教訓にしまして、区の判断がもしかしたらちょっと違うのではないかなと思われることがあれば、率直に一緒に考えていきたいと思っています。

○ **井上さくら委員** この件、事務ミス一覧で一覧表になって出てきて、それを見つけた新聞社が翌日報道したりしました。それで、私も何だか変だなと思ったけれども、報道もあったから、やっぱりこれは重大な問題だと思って、区のほうに確認をしました。その時点ではさっき申し上げたように、これは公表しないと、中身が分からないから、ちゃんと中身が分かるように公表しないと被害者にも届かないじゃないですか。その時点では、区としては何にも発表する方針ではなかったんですけども、るるそういうお話をして、ようやく何日か後に区のホームページで、こういう事情でこういうものが失われていますということを出していただきました。SNSとかでも出していただきました。しかし、そういうふうには言わなければ、この1行で終わらせていたわけですよ。これは本当に、ミスが起きたとき、どうしても当事者は悪いけれども、やっぱりその事態を過小評価というか、矮小化するというか、そういう傾向にあるのではないかと思ってしまう。

しかし、特に選挙事務は直接、地域の方と当然共に運営しているという面もあるし、それから民主主義の根幹でもありますし、選挙というものへの信頼が揺らぐようなことになったら大問題なんですよ。今ちょっとしたではないですけども、全国的にも様々集計のミスとかあります。そういうことで、選挙そのものへの信頼が揺らぐ事態が起きています。だから余計に緊張感を持ってやってもらいたいですね。

このところは、区のことではありますけれども、さっき申し上げたようなことだけでも、市選挙管理委員会として少しちゃんと振り返りをして、私もまだその区の体制が、何でこんなことになってしまったのかとか、そこまで十分深掘りできていないところもあるので、職員の配置の問題、それから経験の共有とか、当たり前だと思っていたことが何でできなかったのかとかということ、市選挙管理委員会としてちゃんと検証というかしていただいて、それを生かすようにしていただく必要があると思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○ **武島選挙管理委員会事務局長** 今回起こったミスは本当に申し訳なく思っています。その原因とかを、事実とかを鶴見区と一緒に共有して、同じような性質の事柄が残る17区にないのか、残る17区ではそういうことをどうやって防いでいるのか、そういうことも共有したりしながら、再発を防ぐということで進めていきたいと思います。

ミス防止につきましては、本当に私どもはもう毎年の新人なり、それから人が異動したときもそうですし、選挙の都度、もうまず第一にミス防止というのを言い続けています。今回のことに関しては、そういう観点からも非常に申し訳なく思っています。全然これを軽んじているということではございません。17区も既に共有しておりますが、やはりこういうことについては緊張感を持って今後も取り組んでいくと思いますし、我々は引き続きその気持ちで臨んでまいります。

○ **井上さくら委員** もう最後にしますが、やっぱりちゃんと、例えば職員配置の問題、それから情報

の共有の問題、それからさっき申し上げたように市選挙管理委員会としての明文化もなかったということだから、それは事務の流れとか、もう当たり前だと思っているようなことも初めて従事する職員もいるわけですからね。そこのところは振り返って、改めてしっかりやっていただきたいと思います。来年、統一地方選挙ですので、ミスをしたくないと言ったって、ミスとっていないからするわけですよ。当たり前だと思っていたけれども、そんなもの持って帰ると思わなかったということかもしれないわけだから。それはミスをしたくないというだけではあまり意味がないと思いますので、それがされないような体制をしっかりつくっていただきたいと思います。

以上です。

- **横山正人委員** 今の件なんですけれども、投票録というのは手書きで紙で保存しているんですか。
- **武島選挙管理委員会事務局長** そのとおりでございます。
- **横山正人委員** それは、法令で手書きにしなければいけないとか、紙で保存しなければいけないとかいうことになっているんですか。
- **武島選挙管理委員会事務局長** 法令でそこまでは規定されていないです。様式は規定されておりますが、その形が。立法された段階では、恐らく紙を想定していると思うんですけれども、電子データなりを除外するものではないと考えます。
- **横山正人委員** 実は私、先日、自治体・公共Week2026という展示会に行ってきました。これは行政DXだとか防災、インフラ、地域交通、福祉など幅広い分野で専門性の高い展示会なんですけれども、その中で選挙DXのブースがあって、そこでは横浜市の共通投票所の取組だとかが先進的な事例として取り上げられていました。
私思うんですけれども、この選挙の分野のDXというのはかなり遅れていて、そもそも前例踏襲だから、もともとインターネットだとかDXなんていう言葉がない時代につくられたものをそのまま受け継いでいるので、こういうふうになってしまうだけでも、今の投票録なども、私同様ではないかと思うんですね。これ例えば、もうオンライン上に記入をしていって、集中管理でデータとして残しておけば、紛失ということにはまずならないのではないかと思うんですよね。そういう取組をしないと、今度からちゃんと気をつけましようねでは、また同じことが起きてしまうと思うんですけども、いかがですか。
- **武島選挙管理委員会事務局長** 1点、訂正をさせていただきます。公職選挙法の投票録の作成につきましては、投票に関する次第を投票管理者が作成して、立会人と共にこれに署名しなければならないというところがございます。ですので、この署名という行為が必要なことから、やはり今の状況では紙かなと思っています。
いろんなデータの保管について、投票の記録をデータで残すということにつきましては、我々もデジタルの技術を使って投票の事務を改善していこうということを、研究を始めておりますので、それは除外せず、保管なりでもいろんな効用が見込めると思いますので、委員の御意見も踏まえながら、すぐにできるかどうかは申し訳ございません、分かりませんが、そういう方向性も研究をしてみたいと思います。
- **横山正人委員** 今おっしゃったように、本文については紙で保存しなければならないのかもしれないけれども、それをPDF化して電子的に保存しておくことにすれば、バックアップの体制が取れるわけで、本物がなくなったとしても、そのデータ自体は残るということになると思いますから、ぜひいろんなことを検討していただきたいなと思います。

それと、共通投票所の件なんですけれども、6月に施行する2区だと思いますけれども、2つの区を選定

するところということなんでしょうけれども、どういう考え方でこの選定に当たっているのか教えていただけますか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** この試行につきましては、共通投票所は試行ではあるんですけども、投票は本番ですので、やはり本番のリスクを一定程度抱えますので、全くやったことのない方法で。やはり現場を担う区のほうが、これにチャレンジしてもいいと、してみたいという区をまずは確認していきたいと思っています。そうでないと、やはりなかなかしっかりとそれを成功に結びつけていくモチベーションとしても心配なものですから、その上で、もし選べるぐらいの区があるのであれば、地域特性を分けていくとか、そういうことを含めながら、共通投票所の効能を確認できるようなところが選定できるように考えていきたいとは思っております。

- **黒川勝委員** 少し関連するんですけども、やっぱり選挙事務の効率化とか、持続可能な選挙執行に向けた調査・研究ということで、電子投票というお話も言及されていたと思うんですけども。電子投票も平成の初め頃、結構いろんな自治体でやって、少しトラブルなんかもあってということで、しばらく行われていなかったんですけども、おとしの四條畷の市長選挙だとか、あと去年は宮城県でも小さい町であってということ。

今年4月に、ローカル・マニフェスト推進連盟というところで、京セラさんが持っていらっしゃるシステムの勉強に横浜に来てくれて、京セラさんの横浜のみなとみらいのリサーチセンターで勉強会があったということで、僕、たまたまその日は海外視察に行っていたものですから参加できなかったんですけども、先日ちょっとどんな話をしてきたのかということで、京セラさんに行って聞いてきました。

僕も一通り拝見させていただいたんですけども、まだまだやっぱり人的な人員の削減効果だったりだとか、あとネットを使っていないので、USBを使って、それで行ったり来たりということで、なかなか国が求めている基準に基づいてやっている、どこまで効果が上がるのかなど。人的な削減だったりですとか、あるいは経費の削減だったりですとか、そういうような部分で、今のシステムがどこまで対応できるのかなというところはまだまだ疑問な点も多く。京セラさんのお話では、次の統一地方選挙では、できれば10から20ぐらいの自治体で試行的にやってみて、それでまたどんどんブラッシュアップをしていって、人的な削減効果だとか経費的な削減効果が上がっていくようなことにしていきたいという、そんなお話を聞いてきたわけですけども。

先日は、神奈川県選挙管理委員会の呼びかけで、県内の各自治体の皆さんに来ていただいた研修会なんかもあるんだなというようにお話を伺って、横浜でも行ってきたという話も聞きましたので、電子投票に対する現状に対する認識と、横浜市選挙管理委員会が将来横浜市で導入するに当たっては、僕はやっぱりある程度小さい自治体で、少し試行的に幾つかやっていってもらって、それでそういった効果が認められるなど判断した段階で、政令市なんかでも導入したらいいのかなと思っています。政令市だと、それぞれの区で市会議員の選挙があって、横浜の場合は市会議員と県議会議員と県知事選挙とトリプル選挙ということにもなるので、結構煩雑な作業にはなるのかなとも思いますので、そのあたりも含めて、電子投票に対する考え方を少し教えていただけますでしょうか。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 電子投票につきましては、まず我々の認識としては、この電子投票を入れることによる効果の最大のメリットは、実は投票ということよりも開票だと認識しています。投票所で終わった投票が全て集計されておりますので、基本的には開票作業がほとんどなくなると、一部特別な投票が紙で残ります。

それから、投票所におけるメリットとして、それでもやはり考えられることは、自書することに何らかの支障がある方にとっては選べると、記号で選べるということ、これがやはりこれを入れることの効果でメリットであろうと考えております。

一方で、それを入れることについての課題につきましては、現状この電子投票は特例法でできておりまして、公職選挙法の原則ではできないんですけれども、特例法でできていまして、条例をそれぞれの自治体が規定して採用することができるとなっております。つまり国政選挙では認められていないんですね。なので、この電子投票を導入して入れたときに、全ての選挙ではできずに、地方の選挙はできて、それで国政ではまた紙ということになるというのが、我々としては1つ課題だなと思っています。

それから、先ほど委員もおっしゃっていただいたように、地方選挙でいうと、我々の統一地方選挙は県の選挙と市の選挙が両方ございます。そうしますと、県の選挙については県の条例、市の選挙については市の条例ということで、そこまでの整理、合意をしっかりと整えていないとできないと。市の考え方だけでやったら、知事、県議は紙のまま、市だけとかになります。というところとかは1つ課題だと思っています。

ただ、投票所が、この機械を入れることによって、例えば事務が合理化できて、投票所の従事者が、地域でお願いしていますけれども、そういう方の負担が減らせるとかというメリットがあり得るならば、研究する余地はあるのかなという観点で、引き続きいろんな自治体の成果とか技術の進展とかも鑑みます。

さらに、先ほどちょっとおっしゃっていただいたように、以前採用していた自治体もやめました。実は、政令市では京都市が一部の区でやっていたんですけれども、撤退しました。それは、やはり技術的な問題でトラブルが起こったことが理由で、先ほどの話ではないですけれども、ミスです。そういうミスが起こって、それによって選挙の無効にまで至ってしまったということがありましたので、その懸念がどれだけ今なくなっているのかと、この辺も見極めなければいけないという認識でおります。

そういう観点から、京セラさんとかの新しい動きとかはしっかりとフォローしたいんですけれども、その辺を明確にしていかないと、その先の経費ですとか、そういうところにまた研究を向けていって、少しずつ技術は進んでいると思いますので、後れを取らないように研究は続けてまいりたいと認識してございます。

- **黒川勝委員** ありがとうございます。おっしゃるとおりで、やっぱり開票作業については恐らく、一瞬とは言わないですけれども、1時間、2時間ぐらいの範囲の中で終わってしまうということだったりですとか、先ほど来出ている記載的な部分だとか、書類がなくなるとか、紛失するとかという部分はかなりの部分で払拭されるんだろうなとも思いますし、それとあと、やっぱり今開票所に従事してくれる地元の地域の皆さんがなかなか集まらないなんていうような、そんなお話も聞いていますし、これも今後それがさらに進んでいくと思いますのでね。恐らく、次の統一地方選挙はなかなか難しいとしても、その次だとか、次の次の次ぐらいにはかなりスタンダードになってくるのではないかなという、そんな気配もありますので、ぜひ引き続きしっかり研究をしていただいて、政令市の中でもいずれどこかで取り上げてということになると思いますが、370万で、しかもトリプル選挙という、恐らく国内でも最大級の地方自治体の選挙になるんだろうなとも思いますので、先行してどんどん進めろとは言いませんけれども、しっかり研究していただいて、他都市の状況なんかも見ながら、後れを取らないようにしっかりやっていただければと思います。よろしくお願ひします。
- **藤崎浩太郎委員** ありがとうございます。今、電子投票のところで、武島事務局長の御答弁ちょっと気になったので、御意見を伺いたいなと思いますけれども。

私も、電子投票を推進してほしいということを申し上げてきましたし、それ自体は期待しているところですけれども、今メリットとして、最大のメリットとおっしゃったかな。開票作業というところにメリットを置かれたんですけれども、もちろん開票作業にもメリットは当然あるとは思いますが、そこだけだと思うと見誤ると思いますというのが1つ言いたいところです。なぜなら、もちろん開票作業がスムーズになるということになると、機械読み取りでそれが代替可能だという結論に至って、電子投票ではなくていいのではないかみたいなことになり得る議論だったのではないかと思いますね。

でも、電子投票って、別に開票作業だけではなくて、投票所の設計そのものを見直せる機会でもあるはずですね。どこにどれだけの人員が投票行動に、投票所そのものにどれだけの人員が必要であるか、ないしは投票所にどれだけの面積が必要であるか等々含めて、投票所そのものの設計を再設計できるものまで持っていけないと、電子投票をやっていく意味というのは、もしかしたらないかもしれないと思います。だから、本質的には、開票作業の効率化だけではなくて、投票所そのもの、要は投票行動そのものを再設計できるところまで考えておかないと、電子投票を検討するに当たっては不十分な検討になり得るのではないかと思います。その点、私はそう考えますが、事務局長の見解を伺います。

- **武島選挙管理委員会事務局長** すみません、先ほど私ちょっと申し上げ方がまずかったかもしれません。認識は委員のおっしゃっていることと同じでございます。

まず、現状でも開票の成果は出せるんです。我々としてはそれだけではなくて、大事なのは投票所の業務の効率化だろうと思っています。そこがどれだけ出せるかが、我々がこれから調査・研究していく大事なところだろうと思っています。

現状、先ほど黒川委員からもありましたけれども、京セラさんの報告でも、まだそこまでの効果というのが明確に京セラさんも、営業の方たちでも、これだけできますというところまではお示しできる状況になっていないところが現実なんです。なので、そこは大事なところであって、そこがうまくいけば、可能性があるだろうと考えてございます。

- **藤崎浩太郎委員** ありがとうございます。小さく捉えていないということで理解しましたので、やっぱりコストの側面も当然ありますけれども、青天井で幾らかけてもいい話ではないですが、やはり投票、我々もそうだし、市長もそうですけれども、選挙によって民意を政治、行政の場に反映させていくというプロセスにおける代議制民主主義の場における投票行動をより改善していき、民意がしっかりと政治の場へ届いていくための重要な一つの機会が投票なわけですので、単純な安く済むか、高くつくかではなくて、やはり今年度も取組事業の中で投票しやすい環境づくりとありますが、その文脈の中にあるはずなので、そこを見失わないように取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

以上です。

- **こがゆ康弘委員** ありがとうございます。1点だけ。2月に行われた衆議院選挙ですけれども、まず、突然行われたという中で、職員の方々も非常に御苦労されたというお話を伺いました。ちょっとデータを頂いたら、職員の方の残業、1か月当たり200数十時間、平日は深夜まで、土日も当たり前、そのぐらいの準備作業があったということだったんですが、事務局長はそれを御認識しているのかどうか。御見解を伺います。
- **武島選挙管理委員会事務局長** 私のところでも、やはり足元でもそのような状況ですし、区の状況も認識してございます。
- **こがゆ康弘委員** 突然の選挙だったということもあるんですが、やっぱり職員の健康管理という意味では、

臨時にでも業務の平準化だとか、そういう選挙に備えたものというのをやっぱりやっておかなければいけないのではないかと思います。例えば、選挙公報が届かない、あるいは選挙の案内も届かない、期日前投票はどうやってやればいいのか分からない。そういった声は、当然あのときは選挙管理委員会にも多分来ていたと思うんですね。そういうことを踏まえて、やはりしっかりとその体制というものを準備しておく必要があると思うんですが、その辺の見解を伺います。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 選挙になれば、非常に一どきに大量の業務が発生し、しかし、選挙は一年中あるものではないという中で的人员配置の組織全体としての難しさはございます。そういう中でも、おっしゃっていただいたように、標準化をどのようにやっていくか、もしくは応援の体制、この辺については昨年選挙の結果を踏まえながら、我々も区とも相談しながら、幾つか考えてやっていきたいと思っています。

標準化については、今年の統一地方選挙に関しては大体もう時期が見えておりますので、それに向けた準備ができます。衆議院選挙については、ちょっとその対応が取れなかった難しさは確かにあったものと思いますが、それでも、衆議院選挙に向けての標準的ないろんな事務の整理とかというのを、平時から積み上げていくという思想は大事だと思っていますし、区と引き続き一緒に考えていきたいと思っています。

- **こがゆ康弘委員** 要望ですが、電子投票も非常に重要だと思いますけれども、やはり選挙準備ということも、DX化をやろうと思えば進められると思いますので、平時からそういう準備を進めていただければと思います。

以上です。

- **くしだ久子委員** 1点だけ教えていただきたいんですけども、期日前投票所のことの記載があるんですけども、今のお話のとおり、衆議院選挙はいつあるか分からないという状況ではありますけれども、統一地方選挙は確実に期日が分かっている中で、やはり私どもの旭区なんかでも高齢化が進んでいて、できればできる限り近いところで投票したいという方たちも非常に増えておりますし、また一方で期日前投票というのが、今その率が非常に高くなっているということはもう報道等でも御承知のとおりだと思いますし、実際に期日前投票所に行きますと、期日前のほうがすごく長蛇の列だったりとかして、非常に関心を持っていただけるということは、私どもはすごくいいことだなと思っているんですけども。

そういう意味での投票所の整備ということが、非常に今ニーズが高いのかなと思っているんですが、その上で各区での今の検討状況があるのかとか、それから1区に何か所かぐらい、区の状況はそれぞれあると思うんですけども、増やしていく方向で今検討しているとか、何か具体的なことがあれば、ちょっと教えていただければなと思います。

- **武島選挙管理委員会事務局長** まず、できる限り近くで投票できればいいという御意見、当然おありだと思います。これにつきましては、むしろ期日前投票所というよりは当日投票所の問題——問題といいますが、当日投票所で受け止めるほうが、数が多いと思います。これにつきましては、共通投票所という形で今進めている施策で、自分の指定された投票所ではなくて、指定された投票所はちょっと離れているんですけども、実は隣の投票区のほうが近いんですよという声も聞きますので、共通投票所を入れることによって、そういうことへの対応はしていけるものと考えております。

それから、期日前投票所の利用が増えまして待ち時間が長くなっていると、これは我々は非常に問題点として認識しております。各区ともそれは共有してまして、これは何とかしなければいけないなどは考えております。現行のスペースで対応し切れないところは、別室を設けるなり、もしくは余地があるなら広げる

ことで、まずは受付能力を高めていくことをまず基本にしていきたいなと思います。待ち時間の混雑状況を可視化できるようなシステムを入れていきたいと考えております。

増設につきましてなんですけれども、これ1つには、今、区役所と区役所以外のどこか区内の1か所、なるだけ便利なところを設置して運営しています。1つには、そのような非常にいい施設があるかどうかという客観的な事実の問題もございます。

もう一点は、先ほどがゆ委員からありましたけれども、この選挙の執行を支えていく上での職員の体制が、これに追いついていけるかというところが実はございます。増設できれば、それはいいんですけども、やはりそこは区の職員数とかも含めて本当に悩ましいところです。

その中でも、増設について検討している区はございます、混雑対策の一環として。それは商業施設とかをもっと増やせないかという御意見をいただいている中で、3か所目として、例えばフルはできなくても、フルの期間をやることができなくても、最終日に近い期間で何とかそこでやっていこうと。既に3か所目をやっている区も2区ございますし、検討は可能な限りやろう、やれる範囲では頑張ろうということで、区と検討しているところでございます。

- **仁田昌寿委員** ありがとうございます。1点だけ、すみません。これまでも様々な場を捉えて、投票の仕組みにおける電子化などについてもいろいろ議論をさせていただき、ただいまも電子投票をはじめ、大事な議論があったかと思いますが。

最後に1点だけ、古典的な課題ではあるんですが、しかし現実にまだそのことがなかなか解決に至っていない問題として、とりわけ今回の衆議院のような急な解散ということについてきめんに現れるんですが、投票の案内と、それから広報の最終的のところまで配布がされないというところの課題、これについて、さきの予算委員会でもその課題についてもあったかと思いますが。それ以降の質疑を通して、今後それがどのような検討がされて、そして、また今後の見通しとしてどうなのか。今の在り方、ちょっとお聞かせいただければと思います。

- **武島選挙管理委員会事務局長** 委員の御指摘の2点は、非常に我々としては一番難しいところではございます。

投票の御案内につきましては、届かないという事象が発生しないようにということでは、これは前回の衆議院選挙でははがきを採用したんですけども、届く、届かないの面から言いますと、実は封書のほうが届くといえますか、届かないという事象が発生するのは少ないんですね。

なので、時間的な余裕があれば、封書でしっかりと世帯に全員分届いて、はがきですと、もしかしたらポストとかで分からなくなることもあるんですけども、封書はそれはございませんので、できればそっちのほうを採用しつつ、急な選挙で対応できないような場合は、はがきでも対応できるという体制はしっかりとキープしていて、いずれの選挙でも対応できるようにやっていくのがいいのかなとは思っています。そのあたりはいろいろ前回の委員会でも御意見いただきましたので、違う側面からの御意見もございますので、そういうことも参考にしながら引き続き検討していきたいと思いますが、現時点では、大きな考えとしてはそういう方向でございます。

選挙公報につきましては、これはとても難しく、選挙公報を紙で印刷したものを全世帯に配るということにはなっているんですけども、配ってもらう方がそもそももう少なくなっているんですね。昔は自治会の動きとかがある中で、そういうことも担えた時代がありました。それから、配布するのも、新聞とかの購

読層もしっかりあったんでしょけれども、少なくなっていると。いろんな配送といいますか、そういうものを配るという業態が、全部をカバーするということができるような業態のところは少なく、必要とところに配っていくことはできるんですけども、漏れなく全世帯をカバーしてやっていくという、そういうところが難しいです、探すのが。何社かを掛け合わせながら補完してやっています。仮に届かなければ、連絡いただければすぐにお届けするような体制を取っていますけれども、1回で全てを100%配り切るとというのが、実際には非常に難しいという実態です。

選挙公報についてはデジタルの利用ができますので、ホームページではアップしておりますので、これをより周知して、仮に届いていなくても、選挙公報、ホームページでは御覧いただけますということを広めていくことにもっと力を入れていきたいと考えております。

- **仁田昌寿委員** 直近の選挙で、投票率にこの2つは少なからず促す効果があるし、平等性を考えても、できるだけということが必要なだろうと思いますので、引き続き懸命な検討をお願いしたいと思います。以上です。

- **大桑正貴委員長** では、他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。以上で選挙管理委員会関係の議題は終了いたしました。

次に、人事委員会関係に入ります。

当局参集の間、暫時休憩といたします。

休憩時刻 午前11時22分

(当局交代)

再開時刻 午前11時24分

- **大桑正貴委員長** それでは、委員会を再開いたします。

◎ 当局代表挨拶

- **大桑正貴委員長** 初めに、当局を代表し、松浦副市長より御挨拶がございます。
- **松浦副市長** 新しい委員の皆様方によります最初の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

当委員会では、政策経営・国際戦略局、行財政局、総務局、防災・危機管理統括本部、会計室及び人事委員会事務局を担当いたします松浦でございます。どうぞよろしく願いいたします。

大桑委員長、竹内副委員長、大岩副委員長をはじめ、各委員の皆様方におかれましては、本日から1年間、各種議案や諸案件につきまして御審査をいただくこととなります。どうぞ御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和8年度も、市民の皆様様の生活の安心・安全と横浜の持続的な成長・発展、そして市民の皆様からの期待にしっかりと応え、信頼される市政運営を進めていくよう全力で取り組む所存でございます。

委員の皆様方におかれましては、より一層の御理解、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

- **大桑正貴委員長** 松浦副市長、ありがとうございました。

◎ 局長挨拶及び職員紹介（部長職以上）

- **大桑正貴委員長** それでは、人事委員会関係に入ります。
初めに、石川局長の挨拶及び職員の紹介がございます。
- **石川人事委員会事務局長** 人事委員会事務局長の石川と申します。どうぞよろしく願いいたします。
当事務局は、3人の人事委員会委員の下、専門的・中立的機関でございます人事委員会の適正な事務の執行に努めてまいり所存でございます。
委員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。
それでは、職員を紹介いたします。
(職員紹介)

◇

◎ **事業概要について**

- **大桑正貴委員長** それでは、議題に入ります。
なお、当局の発言に際しては着座のままをお願いいたします。
事業概要についてを議題に供します。
当局の説明を求めます。
- **石川人事委員会事務局長** それでは、事業概要について御説明をいたします。
初めに、お手元の資料の2ページを御覧ください。
当局は、調査課、任用課の2課で組織されてございます。
事務分掌につきましては、3ページを御覧ください。
調査課につきましては、1の人事委員会の委員及び委員会の議事に関すること、2の人事行政制度に関する総合的な調査研究等に関すること、3の地方公務員法に規定する職員の人事評価、給与、勤務時間等に関する制度の調査研究、勧告・報告等に関することなどがございます。
また、任用課につきましては、1の職員の任用制度に関する調査研究等に関すること、2以下の職員の採用、昇任等に係る試験及び選考に関することなどがございます。
続きまして、令和8年度予算について御説明をいたします。
お手元の資料の6ページを御覧ください。
まず、上の表の歳入ですが、24款諸収入、7項雑入は7000円で、社会保険料本人負担分でございます。
次に、下の表を御覧ください。
歳出ですが、2款総務費、12項の人事委員会費は3億5040万5000円で、右側の説明欄に記載がございましたけれども、職員人件費、委員報酬のほか、採用事務等に係る運営費でございます。
次に、運営方針につきまして御説明をいたします。
お手元の資料の7ページ、令和8年度人事委員会事務局運営方針を御覧ください。
I、基本目標ですが、中ほどの網掛け部分を御覧ください。中期計画を踏まえ、人事委員会の機能を発揮することで、市民生活を支え、横浜の将来を担う人材を採用・登用し、職員一人一人が、いきいきと働き、能力を最大限発揮し、挑戦できる組織づくりを支えていきますといたしました。
この目標を達成するために、3つの柱を掲げて取組を進めてまいります。具体的には次のページを御覧ください。
ページの左側、II、目標達成に向けた施策についてですが、1点目は、人事行政の専門機関としての人事

委員会の機能発揮でございます。人事委員会の適正な運営のほか、給与制度に関する精確な勧告・報告を行い、人事給与制度等に係る調査・研究を進めてまいります。また、審査請求等に対して、公平・公正・中立な対応を行うとともに、労働基準監督機関として適切な職権行使を行ってまいります。

2点目は、横浜の将来を担える人材の採用でございます。各種採用試験・選考を公正かつ効率的に実施してまいります。また、社会の変化に柔軟で多様な視点を持ち、果敢にチャレンジできる人材の採用に向けまして、時期や受験者のニーズを捉えた採用試験・選考を実施するとともに、横浜市で働く魅力を伝えるために、全庁一体となった戦略的・効果的な広報活動を実施してまいります。

3点目は、意欲・能力・適性のある人材の登用でございます。市民目線、スピード感、全体最適を重視した行政運営を实践する運営責任職を登用するための係長昇任試験・選考を実施するとともに、責任職の魅力等を発信する取組を任命権者と連携して実施してまいります。

次に、ページの右側、Ⅲ、目標達成に向けた組織運営としまして、まず上段でございます組織機能の充実・強化・チーム力の向上、左下でございます職員の能力を最大限引き出す人材育成、右に移りまして働きやすい職場環境への不断の努力の3つを掲げ、これらを基本に、職員一人一人がそれぞれの力を存分に発揮し、一丸となって市民のために常に挑戦し続ける活気あふれる組織づくりを進めてまいります。

なお、9ページ以降に、主な事業・取組を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上、事業概要につきまして御説明をいたしました。

- **大桑正貴委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **黒川勝委員** ありがとうございます。人事委員会なので、職員の採用なんかにも関わる部分だと思うんですけども、よく予算特別委員会や決算特別委員会なんかでも、特に消防局で他都市に比べて待遇面でなかなか勝てなくて、それで東京消防庁に行ってしまうとか、川崎とか相模原に流れてしまうとか、そういうようなことがお話としてよく耳に入ってくるんですけども。消防だったり、交通局なんかも、ある意味では民間の鉄道会社なんかと比べて待遇面での差があるのかなのかとか、水道局なんかもやっぱり他都市と比べてどうなのかみたいなことってあるんだと思うんですけども。

特に、消防についてはそういうお話をよく聞いて、一時期、やっぱりそういう手当の部分でかなり差が大きくて、なかなか横浜は競争力がないんだみたいなお話を聞いたりして、それでいろんな手当を、中田市長のときにごそっとなくした手当を少しずつ復活してきたなんていうようなこともあると思うんですけども、現状そのあたり、特に消防に関して、人事委員会ではどういうふうに把握していて、これからどういう対策を取っていこうと考えているのか、教えていただけますか。

- **石川人事委員会事務局長** 今、委員御指摘のとおり、横浜市の採用はなかなか厳しい状況が続いているんですが、公務の世界においてはやはり東京都との競争というのが一番大きく、要するに、横浜市と東京都に合格しますと東京都のほうに流れてしまうと。それから、川崎、相模原については、消防に関して言いますと、それほど流れが他都市に行くということは必ずしもなくて、横浜市と他都市を合格した場合には、横浜市に入っただけの方も比較的多いという状況になっています。やはりその決め手の一つは処遇の面と初任給、それから年取というところが、恐らく入庁に当たっての判断基準の一つになっているんだろうなとは認識をしています。

東京都と横浜市の処遇の比較をしますと、やはり相当東京都は、今の給与の体系からしますと、その立地されている民間の企業の皆様、比較になりますので、どうしても横浜市より高いという現状がございます

ので、そこに勝るといのはなかなか難しいという現状がございます。

そのような中で、川崎や相模原といったような政令市の中で横浜が劣らないように、給与面では、やはりほかの一般職よりも消防職の給料表については少し高めに設定をしながら、川崎の動きとかというのを常に確認をしながらですね。そういう意味でいきますと、横浜が上げますと、川崎がそれを少し上回るという、多少そういう動きというのは常にあるんですけども、おおむね初年度の年収ベースでは横浜市の消防のほうが高い。次年度ベースでも遜色ない形では設定されていますので、見劣りすることはないのかなと思いますので、やはりPRなどもしながら、横浜で働く魅力をしっかり伝えながら、応募者をしっかり確保しながら、質の高い職員を採用していきたいと考えています。

- **黒川勝委員** ありがとうございます。待遇面で、お金の部分でもきちんと遜色のないようにというのは大事な部分だと思うんですけども、あと、そのほかの部分でどういう仕事だとか、あとほかに比べてどういうメリットがあるということだったりだとか、あと、例えばインターンシップみたいなことだったりですとか、そういうようなことで横浜の消防の職場環境のよさみたいな部分というのをもう少しアピールしてってもらおうということ、局のほうとうまく連携しながら進めていってもらえたらなとも思いますし、また女性の採用なんかに関しましても、よくトイレの話だったりですとか、着替える場所の問題だったりですとか、そういうところもしっかり改善してもらった上で、やっぱりお金の面で競争するばかりではなくて、そういう働きがいみたいな部分で、こういうよさがあるんだよということを手前にアピールできるような、ぜひそんな工夫もしていただけたらと思います。何かコメントがあればお願いします。
- **石川人事委員会事務局長** 消防に限らずにはなりますけれども、横浜の持っているポテンシャルとか魅力というのは常にいろんな場で、応募される皆さんのセミナーとかに出かけていったときにもしっかり横浜のよさをアピールしながら、日本一の基礎自治体という中で予算規模も大きいということがございますので、そういう中で働けることのメリットといたしますか、働きがい、達成感みたいなのが得られる職場だということをしかり魅力を伝えながら、これからも局とも連携しながら進めていきたいと考えております。
- **大桑正貴委員長** では、他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で人事委員会関係の議題は終了いたしました。

次に、会計室関係に入ります。

当局参集の間、暫時休憩といたします。

休憩時刻 午前11時36分

(当 局 交 代)

再開時刻 午前11時37分

- **大桑正貴委員長** それでは、委員会を再開いたします。

◎ 局長挨拶及び職員紹介（部長職以上）

- **大桑正貴委員長** 会計室関係に入ります。
初めに、原口会計管理者の挨拶及び職員の紹介がございます。
- **原口会計管理者兼会計室長** 会計管理者兼会計室長の原口紳一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会計事務につきまして、正確かつ適切な執行に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、何とぞ御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、当局の幹部職員を紹介いたします。

(職員紹介)

◇

◎ 事業概要について

- 大桑正貴委員長　それでは、議題に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままをお願いいたします。

事業概要についてを議題に供します。

当局の説明を求めます。

- 原口会計管理者兼会計室長　会計室の事業概要について御説明いたします。

お手元の資料、機構及び事務分掌の表紙の次、1ページの会計室機構図を御覧ください。

会計室長は私、会計管理者が兼務しており、会計室は会計管理課及び審査課の2課で構成されております。

2ページの会計室事務分掌を御覧ください。

まず、会計管理課でございますが、(1)の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関すること、(2)の現金の出納及び保管に関することほかを所管しております。

次に、審査課でございますが、(1)の電子請求システムに関すること、(2)の支出負担行為の確認に関することほかを所管しております。

続きまして、令和8年度予算について御説明申し上げます。

予算説明書の表紙、目次の次、1ページを御覧ください。

まず、歳入予算でございますが、24款諸収入2億7595万8000円で、主な内容といたしましては、2項1目1節の預金利子が5200万円、7項1目23節の共通物品振替収入が2億1224万8000円でございます。

2ページを御覧ください。

歳出予算でございますが、2款総務費、11項の会計管理費は26億7094万3000円でございます。主な内容として、右から2列目の説明欄にありますように、公金取扱経費が13億55万8000円、職員人件費が8億5269万8000円、共通物品事業費が2億1262万8000円等でございます。

3ページを御覧ください。

新たに債務負担行為をするものでございますが、予算・財務情報管理システム等に係るライセンス提供業務委託契約として、令和9年度から令和11年度までの期間で、限度額6億3000万円のうち、会計室分5969万7000円と定めております。

続きまして、運営方針について御説明申し上げます。令和8年度会計室運営方針を御覧ください。

まず、I、基本目標につきましては、適正な会計業務を着実に遂行するとともに、会計経理を担う人材を育成し、区局の会計事務を支えることで、横浜市政に対する市民・社会からの信頼に応えますといたしました。

次のページを御覧ください。

この基本目標の下、II、目標達成に向けた施策として3点を掲げました。1つ目は、会計業務の品質の維持・確保及び効率化の推進です。2つ目は、市民・社会の要請や信頼に応えるための環境整備です。3つ目

は、次世代を担う会計経理人材の育成です。

続いて、Ⅲ、目標達成に向けた組織運営として、チームワーク・組織力の向上、働きやすい職場づくり、会計室職員の育成の3つを掲げました。

最後に、Ⅳ、横浜グリーンエクスポの成功に向けた機運醸成の取組としまして、指定金融機関や指定都市会計管理者会議等を通じて、来場意欲の喚起に取り組みますといたしました。

以上、会計室の事業概要について御説明いたしました。

- **大桑正貴委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- **大桑正貴委員長** 特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で会計室関係の議題は終了いたしました。

次に、政策経営・国際戦略局関係に入ります。

当局参集の間、暫時休憩といたします。

休憩時刻 午前11時42分

(当局交代)

再開時刻 午前11時43分

- **大桑正貴委員長** それでは、委員会を再開いたします。

◎ **局長挨拶及び職員紹介(部長職以上)**

- **大桑正貴委員長** 政策経営・国際戦略局関係に入ります。

初めに、齊藤局長の挨拶及び職員の紹介がございます。

- **齊藤政策経営・国際戦略局長** 政策経営・国際戦略局長の齊藤達也と申します。どうぞよろしくお願いたします。

委員会の初めに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

大桑委員長、竹内副委員長、大岩副委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、今後1年間、当局所管の事業につきまして、議案及び諸案件の御審査等をいただきます。皆様の御指導、御助言を賜りながら、職員一同全力を尽くしてまいります。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、政策経営・国際戦略局の部長級以上の職員を御紹介いたします。

お手元にお配りいたしました機構及び事務分掌の1ページを御覧ください。

当局の組織図でございますが、この組織図の上から順番に御紹介いたします。

(職員紹介)

- **齊藤政策経営・国際戦略局長** 続いて、2ページを御覧ください。

当局の事務分掌について、お時間の関係もございますので、下線部を中心に御説明いたします。

まず、経営戦略部ですが、経営戦略課は総合計画の策定及び進行管理に関すること、財源確保推進課は戦略的な財源確保に係る施策の企画及び総合調整に関すること、統計情報課は統計調査の実施及びこれに係る連絡調整に関すること、総務課は局内の人事、文書、予算及び決算に関することなどを所管しております。

次に、データ経営部データ経営課は、データ経営に関する企画及び総合調整に関することなどを所掌しております。

3ページを御覧ください。

グローバル都市戦略部グローバル都市戦略課は、国際連携及び国際協力に係る企画、立案、調整等に関することなどを所掌しております。

大都市制度推進本部室、大都市制度・広域行政部でございます。特別市制度企画課は大都市制度、その他の地方自治制度に係る調査研究及び総合調整に関すること、広域行政課は広域行政の推進及び広域連携に関することなどを所掌しております。

次に、秘書部秘書課は、市長及び副市長の秘書に関することなどを所掌しております。

4ページを御覧ください。

シティプロモーション推進室でございます。広報・プロモーション戦略課は戦略的なシティプロモーションの推進に関すること、報道課は市政報道及び報道機関との連絡に関することなどを所掌しております。

最後に、東京事務所は、国会、各省庁、その他諸機関との連絡調整に関することなどを所掌しております。説明は以上でございます。

◎ 事業概要について

- 大桑正貴委員長 それでは、議題に入ります。

なお、当局の発言に際しては着座のままをお願いいたします。

事業概要についてを議題に供します。

当局の説明を求めます。

- 齊藤政策経営・国際戦略局長 それでは、政策経営・国際戦略局の令和8年度の事業概要について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

令和8年度政策経営・国際戦略局運営方針でございます。

I、基本目標ですが、令和8年度は、現在策定を進めている市民の実感を最上位目標とした横浜市中期計画2026-2029の初年度です。市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握、検証しながら取組を推進し、市民生活の安心・安全、横浜の持続的な成長・発展、そして明日をひらく都市の実現につなげます。

当局では、戦略的な政策形成、市民が誇れるグローバル都市の実現に向けた全庁を挙げた取組を促進し、市政運営を牽引していきます。

その下、1、横浜の持続的な成長・発展に向けた戦略の検討・推進等でございます。将来の活力ある横浜を目指した施策の検討や調査、市民目線の経営サイクルの実践、横浜市中期計画2026-2029の推進など、戦略的な政策の企画立案・総合調整を実施します。

2、グローバル都市戦略の推進でございます。市民が世界に誇れるグローバル都市の実現を目指し、都市ブランディングや海外活力の取り込み、グローバル人材の育成を進めます。

4ページを御覧ください。

II、目標達成に向けた施策ですが、1、横浜の持続的な成長・発展に向けた取組の推進、2、グローバル都市の実現に向けた取組の推進、3、シティプロモーションの推進、4、特別市の実現に向けた取組と広域

連携の推進の4つの柱で取り組んでまいります。

Ⅲ、目標達成に向けた組織運営ですが、自信と謙虚さを併せ持つ頼りがいのある局として、全庁的な司令塔となって市政運営を牽引していただけるよう、組織運営に取り組んでまいります。

具体的には、1、職員一人一人が横浜市の政策・制度や自らの専門分野について、市民の皆様、国内外の皆様、データに基づき自信を持って説明できることを目指します。

2、各区局の考えを謙虚さを持って受け止め、自分事として寄り添う姿勢で共に解決策を導いていきます。

3、職員一人一人が業務の質と効率を高めながら、プロアクティブな姿勢で仕事に向き合い、能力開発やキャリア形成に取り組むことができる職場を目指します。

下の囲みになりますが、横浜グリーンエクスポの成功に向けた機運醸成の取組についてです。

当局では、広報紙、ウェブサイト、SNS等による伝わる広報の展開、全庁的なプロモーション力向上に向けた伴走支援、庁内報を活用した職員向け広報のほか、これまでに築いてきた国際機関や海外諸都市等との関係を生かしたプロモーションを展開し、効果的に機運醸成を推進していきます。

6ページを御覧ください。

ここからは、各施策の主な取組について御説明します。

まず、Ⅰ、横浜の持続的な成長・発展に向けた取組の推進について、1、中長期的な課題に対する戦略の検討等でございます。

(1) 中期計画の策定・発信等では、中期計画の策定に当たり、計画冊子等の作成や、市民・事業者の皆様への情報発信を行います。

(2) 戦略的なまちづくりの検討では、人口減少社会においても持続的に成長・発展するまちづくりの推進に向けて、人や企業を呼び込む効果など、土地利用誘導戦略としてまとめる規制見直しによる効果の検証等を行います。

(3) 中長期的な課題検討では、中長期的な視点を重視し、将来の活力ある横浜を目指した施策の検討や調査など、施策の企画立案・総合調整を実施します。

7ページを御覧ください。

(4) 横浜市強靱化地域計画の改定に向けた検討では、気候変動の影響や社会情勢の変化、災害関連死に関する対策など、近年の災害からの知見や国の動向等を踏まえ、横浜市強靱化地域計画の改定に向けた検討を行います。

(5) 基礎的調査の実施では、ア、市内全事業所・企業を対象とする5年に一度の経済センサス活動調査等を実施し、イ、人口や主な基幹統計等、本市に関する統計を市ウェブサイトで公表するほか、メールマガジンやSNS、刊行物等により広く情報を発信します。

8ページを御覧ください。

2、データ経営の推進でございます。目指すべき姿とアウトカム指標の進捗状況を、データドリブンプロジェクトで適時適切に検証・改善する市民目線の経営サイクルを実践し、市民の皆様の実感につながる成果を発現していきます。

また、データに基づく経営サイクルを支える行政経営プラットフォームを、政策立案や予算編成等で活用します。

9ページを御覧ください。

3、ふるさと納税等の財源充実策の推進でございます。

(1) 個人版ふるさと納税では、実質的な税収影響額との差の縮減を目指し、引き続き、目標値を掲げて寄附受入額の拡大に向け取り組みます。これまで構築してきた寄附受入れ推進の基盤を生かしながら、横浜らしい返礼品や知名度の高い返礼品の拡充を図るほか、ウェブマーケティングに基づくプロモーションのさらなる強化により、寄附金の確保、市内事業者支援、市の魅力PRにつなげていきます。

10ページを御覧ください。

ページの下部にあります(2) その他の財源確保策では、区局が事業を実施するに当たって、企業版ふるさと納税やネーミングライツ、広告などの財源確保策の活用を推進します。また、遺贈・相続寄附等の幅広い寄附の受入れに取り組みます。

11ページを御覧ください。

II、グローバル都市の実現に向けた取組の推進について、1、グローバル都市戦略の推進でございます。国際平和への貢献を基調としながら、世界に誇れるグローバル都市の実現を目指し、都市ブランディングや海外活力の取り込み、グローバル人材の育成を進めます。

海外向けウェブサイトを拡充し、海外メディアへの発信を強化することで、本市の国際プレゼンスの強化につなげます。また、観光発展や経済成長を横浜の持続的な成長・発展につなげるため、インバウンドや企業等に対するブランドコンセプトやプロモーション手法を検討します。

さらに、TICAD9等、これまで市内で開催された国際会議等を契機とした都市間連携を通じて、市民の皆様が世界をより身近に感じる機会を創出いたします。

12ページを御覧ください。

2、循環型都市の国際展開でございます。アジア・スマートシティ会議の実績を基盤に、アジア太平洋循環型都市フォーラムを新たに開催します。APCC-Forumを、本市が発起都市となり創設されたアジア循環型都市宣言制度の参加都市・機関等による知見共有のプラットフォームとして成長させることで、アジア太平洋都市間協力ネットワークや国際機関等との連携を強化し、アジアにおける循環型の都市づくりを加速させます。こうした取組に、市内企業による環境ビジネスの海外展開促進を連動させ、好循環を生み出します。

13ページを御覧ください。

3、国際機関等との連携でございます。

(1) APUF-9開催に向けた検討と取組では、第9回アジア・太平洋都市フォーラムの2027年横浜開催決定に伴い、共同主催者の国連ESCAPをはじめとした国際機関と連携し、横浜グリーンエクスポとの相乗効果を最大化しながら、持続可能な都市発展に向けた政策やイノベーションを横浜から世界に向けて発信します。

令和8年度は、開催計画の策定や準備を進めるとともに、分科会の企画提案募集や機運醸成等に取り組みます。

(2) 横浜国際協力センターの運営では、横浜国際協力センターを適切に維持管理し、入居する国際機関等の活動を支援します。また、横浜で隔年開催される国際熱帯木材機関理事会の開催支援を行うとともに、入居機関と連携して、次世代を担う若者が国際社会への関心を高める機会を提供します。

14ページを御覧ください。

4、国際的なネットワークの強化でございます。

(1) 海外事務所の運営では、4つの海外事務所の運営を通じて、海外都市や国際機関、企業等と現地でネットワークを構築し、本市の国際的な認知獲得や海外からの企業・人材・観光客の呼び込み、市内企業の海外展開支援等を推進します。

(2) 国際ネットワークの強化では、姉妹・友好都市等や駐日外国公館、国際機関等との連携や交流の蓄積を通じて、国際的なネットワークを強化します。また、横浜グリーンエクスポのテーマと連動し、グリーンを切り口に世界とのつながりをさらに深める取組を進めていきます。

15ページを御覧ください。

Ⅲ、シティプロモーションの推進について、1、戦略的シティプロモーションの推進でございます。

(1) 市政情報の効果的な発信では、ア、広報よこはまや市ウェブサイト・ソーシャルメディア、市広報テレビ・ラジオ番組等のメディアを相互に連携させることで、子育て施策をはじめとした市政情報や防災情報など、市民ニーズの高い情報を分かりやすく市民の皆様へ発信します。

イ、現行インターネットCMS導入から10年が経過する令和10年度に向けて、市ウェブサイトの再構築の検討に着手します。

16ページを御覧ください。

(2) 居住促進プロモーションでは、テレビやウェブメディア等を活用し、本市の様々な施策や暮らしの魅力ターゲットに合わせて発信します。また、市民の皆様が実感する横浜の魅力やライフスタイルを動画やインタビュー記事等にまとめ、横浜移住サイトやソーシャルメディアで発信するとともに、民間企業と連携して、横浜の魅力向上につながるプロモーションを戦略的に展開し、市内外からの居留意欲の向上につなげます。

17ページを御覧ください。

(3) 効果検証・人材育成では、ア、調査等により分析検証を行うことで、より質の高い広報・プロモーションを目指します。

イ、組織的な広報・プロモーション力向上を目的に、庁内研修を開催します。また、各部署が情報発信の際の企画立案、制作物デザインに対して、専門的な視点で伴走支援を実施します。

18ページを御覧ください。

(4) 横浜グリーンエクスポ開催を契機としたメディアプロモーションでは、横浜グリーンエクスポ開催を、国内外から横浜への注目度が高まる機会と捉え、開催会場だけではなく、都心臨海部をはじめとした市全体の様々な魅力をメディアを活用して発信し、都市ブランドのさらなる向上につなげます。

19ページを御覧ください。

Ⅳ、特別市の実現に向けた取組と広域連携の推進について、1、特別市の早期法制化の実現に向けた取組でございます。シンポジウムの開催など、市民の皆様への丁寧な説明や、ポスター、動画等を活用した広報・PRにより、特別市の認知向上を図り、早期法制化に向けた機運醸成を推進します。

また、令和8年1月に発足した第34次地方制度調査会に対し、内閣総理大臣から諮問された大都市地域における行政体制の在り方についての議論を踏まえ、指定都市市長会等と連携した国への働きかけや本市独自要望のほか、特別市の法制化の実現に向けた大都市制度の調査・研究を実施します。

20ページを御覧ください。

2、他自治体との広域連携・交流の推進でございます。

(1) 各種広域行政等の推進では、本市を取り巻く広域的な課題、大都市部に共通する都市問題などの解決に、九都県市首脳会議や指定都市市長会等を通じて取り組むとともに、県からの権限移譲、国の制度・予算に関する提案・要望、近隣自治体との広域連携を推進します。

(2) 友好交流の推進では、友好交流に関する協定に基づき、山梨県道志村、群馬県昭和村との友好交流を推進します。

21ページから24ページでは、款項目別に事業別の内訳を記載していますので、恐れ入りますが、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。

- **大桑正貴委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **井上さくら委員** 1つだけ、報道部の方もいらっしゃるの、ちょっと確認したいんですけども、通常、市長が定例会見するときは、これは録音、録画とかもあって文書が出ますね、市のホームページに。
一方で、この定例会見とは別に、時々定例会見ではないんですけども、場所も違ったりするけれども、記者レクと称して、レクと言っても、実際には会見の形式で行うものがあって、これはどういう位置づけで、それらの内容とか資料とかは公表されなかったりするんですけども、そこはどういう位置づけなんですか。
- **齊藤政策経営・国際戦略局長** まず、おおよそ月2回行っております定例会見につきましては、横浜市側と市政記者クラブの共催という形で、運営の進め方も共有してやっております、今、委員が御指摘のように、後日、資料でありますとか議事概要が掲載されるという運用でしております。
それ以外の様々な、言葉遣いは囲みとか、いろいろ言葉遣いはありますけれども、現場で何かの視察に行ったときに取材をお受けするとか、もしくは急なニュースで、定例会見まで待ってはいとまがないときに、私どもから記者クラブさんにお声かけして、急遽集まっていたいてお話しするといった類いのものについては、また別の任意の対応として進めておりますので、取材をしていただくわけですから、それが記事になったり映像になったりということ告知して開かれているという認識ですので、そういった運用が今されているということでございます。
- **井上さくら委員** 記者レクと、今囲みとかレクとおっしゃった、それも公的なものであることには変わらないですね。
- **齊藤政策経営・国際戦略局長** 我々のある部局が所管している案件について、市長からなり、囲み取材で発信するということについては、それはもうまさに横浜市の公務としてやっております。
あとは、山中市長御自身として、記者に対して仮にお話するという場面があるとすれば、それは市長の政務として対応する場合もあるかとは思いますが、大方我々が対応しているものというのは横浜市政の発信ということですので、それは公務として対応していると認識しています。
- **井上さくら委員** では、記者レクの中には政務もあるんですか。市長室の前のスペースがありますよね、あそこでやるのが政務であったりすることもあるということですか。
- **齊藤政策経営・国際戦略局長** 私も、この4年間、政策部門に部長理事でございましたけれども、私の経験としてはないので、今あるかないかというと思います。
- **井上さくら委員** そこは、区別ははっきりしないといけないと思うんですね。それで、市長のパワハラ問題は別途、後段の委員会のほうでも総務局のほうから報告あるようだから、そここのところに深く入るわけではないんですけども。

この件で言うと、当該の告発があった翌日に市長が記者レクと称してやったものに関しては、結局性格がはっきりしているんですか、あれ。あれも、今のお話だったら政務が過去にないというお話だったから、やっぱり公務ですよ。

○ **齊藤政策経営・国際戦略局長** すみません、私自身がその場面と仕切りをしていなかったもので、大変恥ずかしながら、それが今にわかにかどうかというのはありますけれども、会見そのものと別に例えば、市長に記者の皆さんが何らかのコメントをいただきたいということがあったときに、いわゆる政務としてコメントが欲しいとか、公務としてほしいということまであまり言われたいわけなんですけど、ただ、市長が記者さんに対して政務という認識の場合には、どういう対応をするかというのはまた都度、どういった整理が必要なのかというのを考えなければならぬと思いますけれども、報道を預かる我が局といたしましては、しっかり横浜市政の情報がマスメディアを通じて市民の皆様には伝わるといように徹していくのが務めかなと、現時点では思っております。

○ **井上さくら委員** 現状、政務と公務の区別はつける基準とか、あるいは確認とかというのは特にしないでやっているということですか。

○ **齊藤政策経営・国際戦略局長** 市長が、どちらの立場というのが明確に今ここにペーパーで整理されているということは正直ないと思います。山中市長個人が仮に、我々の事務方の仕切りでなくて、政務として何らかコメントするとかということが今後仮にあれば、それはそういった位置づけで行うという整理で済むこともあるかもしれません。現時点で、こういう境界ですというものを持ち合わせているものでなくて、個々具体的に検討されるものであると今は認識しています。

○ **松浦副市長** 今、井上委員の御質問、私が去年まで政策経営局長でしたので、総合審査でも御質問いただきました。

1月16日の市長の会見は政務でございます。そうした中で、あのときも答弁しましたが、記者側から市長の会見が求められた、記者のコメントがしたいといった御要請を受けまして、そこに市長がその要請を踏まえて対応したということですので、我々あれは政務として取り扱っているというところでございました。

○ **井上さくら委員** ごめんなさい、年度が違うからですか。過去、政務としては認識していなかったんですね。

○ **松浦副市長** 齊藤も私の下でずっと仕事をしていましたけれども、やはり局長のときで見るときの政務・公務の取扱いも含めて、やはり一段立場が変わりましたので、それで言うと私のほうが全体を見ていましたから、1月16日は完全に政務として取り扱ってまいりました。

実際、政務か公務かという基準というのが、紙上あるわけではありませんけれども、やはり我々はその仕事をしていく上では、これは公務、これは政務といった仕切りをやっぱり考えながら行っておりますので、とりわけそれは局長のガバナンスの中で対応してまいります。

○ **井上さくら委員** 今後、やはり政治家として問われる場面とか、コメントを求められるとかということはあり得ると思うんですね。そのときに、あれは政治家として言ったことだから、市のほうとしては何の記録もありませんとかね。実際、1月16日の会見、実質上の会見についてはそういう状態になっているわけですよ。これはあまり望ましくないと思うんですね。

それならば、ちゃんと政務であると。本当は、場所が市長室の前でいいのかとかいうこともあるんですけども、その公私の別をちゃんとはっきりさせるということは必要なことではないかなと思うんですが。

○ **松浦副市長** 1月16日は政務として行いましたので、我々として公務として取り扱っていませんので、市長の会見についてのコメントも記録をしていなかったというところでございます。やはり記者から、できるだけ早く市長のコメントが欲しいといった要請もありましたので、市役所の中の市長室の前のところで行ったというところでございます。

○ **井上さくら委員** 今後そこは、記者から求められたときとは言っても、市長としての立場にあるから聞かれたり答えたりするということがありますし、そこはきちんとその記録は、本来は市長室の前でやっているんだから記録は残すべきだと思いますし、その運用は、その公私が結局曖昧だったりとかいうことのないようにしていただきたいと意見で申し上げておきます。

○ **大桑正貴委員長** 他によろしいでしょうか。
(発言する者なし)

○ **大桑正貴委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。
以上で政策経営・国際戦略局関係の議題は終了いたしました。
次に、総務局関係に入ります。
当局参集の間、暫時休憩といたします。

休憩時刻 午後0時10分

(当局交代)

再開時刻 午後0時12分

○ **大桑正貴委員長** それでは、委員会を再開いたします。

◎ **局長挨拶及び職員紹介（部長職以上）**

○ **大桑正貴委員長** 総務局関係に入ります。
初めに、近藤局長の挨拶及び職員の紹介がございます。

○ **近藤総務局長** 総務局長の近藤武でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

大桑委員長、竹内副委員長、大岩副委員長をはじめ、各委員の皆様方におかれましては、今後1年間、当局所管の事務事業等につきまして御審査いただく中で、様々な御指導、御鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

今年度から、総務局は新しい形でスタートしております。

それでは、総務局の機構の説明と併せまして、部長級以上の職員を紹介いたします。

お手元にお配りしております機構及び事務分掌の1ページを御覧ください。

当局の組織図でございますが、総務局は総務部、ガバナンス推進室、システム管理部、主税部、契約部、市立大学等調整部で構成されております。

組織図に沿ひまして、担当理事及び室・部ごとの責任者を紹介いたします。

(職員紹介)

○ **近藤総務局長** 事務分掌につきましては2ページ以降に記載してございますので、後ほど御覧いただければと存じます。



◎ 事業概要について

- 大桑正貴委員長　それでは、議題に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままをお願いいたします。

事業概要についてを議題に供します。

当局の説明を求めます。

- 近藤総務局長　それでは、令和8年度の総務局の事業概要について御説明いたします。

初めに、1ページを御覧ください。

令和8年度総務局運営方針について御説明いたします。

Iの基本目標ですが、右側のピンク色の部分を御覧ください。

総務局は、中期計画を踏まえ、市政運営の基盤となる業務を一元的に担うことで、各区局の取組を支援するとともに、組織ガバナンスを強化し、安定的かつ信頼される行政運営を推進します。

この基本目標を達成するために、3つの取組目標を掲げております。

1つ目は、安定的かつ適正な組織運営の実現になります。安定した行政運営の基盤となる文書管理、システムの運用、契約等の業務をサポートし、各区局の業務運営を支援します。また、コンプライアンス意識の醸成や法的リスクを踏まえた事業推進が各区局で行われるよう、ガバナンスを推進・支援することで、市政運営の信頼向上に取り組みます。さらに、職員一人一人が十分に力を発揮できるよう、働きやすい職場環境づくりを推進します。

2つ目は、市税収入等の確保と財産管理の適正化の推進になります。適正な賦課徴収事務の推進により、市税収入を安定的に確保するとともに、未収債権額の縮減に取り組みます。また、未利用等土地の適正化に取り組み、適切な財産管理を推進します。

3つ目は、横浜市立大学の支援等と外郭団体の経営向上になります。横浜市立大学に対し、設立団体として必要な支援を実施するとともに、市内大学等と行政、地域、企業等の連携を進め、地域課題の解決を促進します。また、外郭団体について、協約に基づく経営向上の取組が促進されるよう、所管局を支援します。

2ページの左側を御覧ください。

先ほど申し上げました3つの目標を達成するための具体的な取組として、IIの目標達成に向けた施策を記載しております。

安定的かつ適正な組織運営の実現の施策として、6つの項目に取り組みます。

市税収入等の確保と財産管理の適正化の推進の施策として、3つの項目に取り組みます。

横浜市立大学の支援等と外郭団体の経営向上の施策として、3つの項目に取り組みます。

ページ右上を御覧ください。

横浜グリーンエスポの成功に向けた機運醸成の取組として、各区局が推進する施策・取組を積極的かつ横断的に支援します。また、市庁舎の活用など、シティドレッシングの取組を推進するとともに、若者世代をはじめ、様々な世代に向けた機運醸成を図ります。

最後に、IIIの目標達成に向けた組織運営です。市の基盤となる業務を支える局として、現場との一体感を意識し、各区局に対して積極的に適切なサポートを行うとともに、各部を超えた連携・情報共有を深め、業務の効率化と適正な遂行を図り、一人一人の力が発揮できる組織づくりなどを進めてまいります。

3ページを御覧ください。

令和8年度の当局予算を総括した表でございます。左側の区分欄を御覧ください。

一般会計と、特別会計である公共事業用地費会計の2つの会計で構成されています。表の一番上の段、一般会計ですが、令和8年度は493億3200万円を計上しています。

4ページを御覧ください。

ここから、令和8年度予算の主な事業につきまして御説明いたします。

初めに、1、安定的かつ適正な組織運営の実現でございます。

まず、(1)組織運営を支えるガバナンスの推進ですが、コンプライアンスの推進等として619万円を計上し、下線部でございますが、コンプライアンス関連制度の運用など、信頼される市政運営に向けた取組を進めます。また、職員の良い就業環境を守るため、カスタマーハラスメント対策基本方針や行政対象暴力対策に引き続き取り組みます。

次に、文書の適正管理と事務効率化として5億4664万円を計上し、文書管理システムの機器更新や庁内の文書集配等による文書の適正管理、市庁舎複合機の運用管理など事務の効率化を図ります。

5ページを御覧ください。

(2)システム基盤の安定運用と最適化では、住民情報系システムの運用等として40億3264万円を計上し、区役所窓口等で利用する業務システムについて、計画的な機器更新など安定稼働に必要な運用・保守を行い、市民サービスを提供する事務処理を支えます。

次に、行政情報ネットワークの運用等として30億7659万円を計上し、市民や事業者の皆様への情報提供や職員の行政事務、コミュニケーション等を支える行政情報ネットワーク（YCAN）の円滑な運用に加え、各種システムやネットワーク機器の更新等を行います。

次に、庁内外で利用可能なクラウド基盤の維持管理として16億7830万円を計上し、庁内外・災害時を含め、安全につながるマイクロソフト365等について、継続的な運用管理を実施し、安定したクラウド基盤を提供します。

次に、新たな職員業務基盤の検討として1億7000万円を計上し、業務効率化をさらに進めるため、YCAN全体を最適化した新たな職員業務基盤の構築に向け、現状分析・方針設計に着手します。

6ページを御覧ください。

電子入札システムの運用管理として2億6236万円を計上し、入札契約手続の電子化を段階的に進めています。あわせて、電子入札システムの安定稼働に必要な改修などを行います。

7ページを御覧ください。

(3)職員の健康管理と市庁舎の管理運営・活用では、職員の健康管理として3億4282万円を計上し、横浜市職員の健康づくり計画に基づき、健康を経営的視点から考え実践する健康経営を推進し、組織一体となった取組をより一層推進・強化し、チームで目指す健康市役所の実現に取り組みます。

次に、市庁舎の管理運営・活用として28億2850万円を計上し、市庁舎を効率的に管理・運営していくための建物全体の管理業務を行うとともに、本市の施策・魅力発信の場として、市庁舎のさらなる活用を図っていきます。また、市庁舎の電話交換機が令和12年6月に保守期限を迎えることから、機器更新に向けた基本設計に着手します。

8ページを御覧ください。

2、市税収入等の確保と財産管理の適正化の推進でございます。

(1) 税務事務の効率的な業務執行では、税務システムの運用管理として15億9799万円を計上し、税務システムの安定稼働を確保しながら、さらなる手続のオンライン化など、市民の皆様の利便性の向上を図るとともに、デジタル技術を活用した業務の効率化を推進します。

9ページを御覧ください。

固定資産税評価事務のDX化として3890万円を計上し、税務システムに連携するサブシステムである税務地図情報・土地評価システムの更新を進めます。

固定資産税額の基礎となる評価額を算定する事務において、デジタル化した図面による土地評価の自動計算等により、事務の効率化やペーパーレス化を図ります。

10ページを御覧ください。

(2) 納税者の皆様の利便性向上では、市税を納付しやすい環境の整備として1億7239万円を計上し、令和8年度から新たに軽自動車税の口座振替を開始し、個人が納める主要な3税目全てが口座振替での納付が可能となります。納税者の皆様の利便性向上を図るとともに、安定的な税源確保につなげてまいります。

次に、税証明取得の利便性向上として1億3523万円を計上し、現在実施している税証明取得方法に加え、コンビニエンスストアで税証明を取得できるサービスの導入に向け、令和8年度からシステム改修に着手します。

11ページを御覧ください。

(3) 債権・資産の適正な管理では、債権管理の適正化の推進として462万円を計上し、債権ごとの性質の違いを踏まえながら、債権管理のさらなる適正化と効率化に取り組みます。

市税等の主要な債権は、より一層の早期未納対策を推進し、強制的な徴収権限を持たない債権が多いその他の債権は、弁護士徴収委任を活用し、滞納発生初期からの対応を徹底します。

次に、資産の適正管理と利活用として1億3829万円を計上し、本市が保有する土地等の資産の適正管理を徹底するとともに、未利用・暫定利用の土地について、歳入確保・歳出削減の観点から、売却や定期借地、一時貸付け等による資産の利活用に向けた総合調整に取り組みます。

12ページを御覧ください。

3、横浜市立大学への支援等と外郭団体の経営向上でございます。

(1) 横浜市立大学への支援等では、横浜市立大学運営交付金として120億3305万円を計上し、横浜市立大学が行う安定的・持続的な教育研究活動や政策的医療の実施に必要な基礎的経費として、運営交付金を交付します。

次に、横浜市立大学貸付金として15億円を計上し、附属2病院の医療機器整備に必要な資金を貸し付けます。

次に、横浜市立大学修学支援補助金として4億2737万円を計上し、経済的な事情等を抱える学生の学業継続に必要な支援を行います。

13ページを御覧ください。

横浜市立大学施設の整備として5億760万円を計上し、横浜市立大学附属市民総合医療センター救急棟の受変電設備等の改修工事を実施するとともに、横浜市立大学附属2病院・医学部等再整備基本計画の策定に向けた検討を行います。

次に、市内大学等との連携促進として400万円を計上し、市内大学等が加盟する協議会を中心とした取組

を進め、大学と本市区局、市内企業、地域団体との連携、地域課題の解決等を促進します。

(2) 外郭団体の経営向上では676万円を計上し、外郭団体の経営目標の達成状況を、外部有識者から成る横浜市外郭団体等経営向上委員会が確認・評価する協約マネジメントサイクルを着実に実行します。

14ページ以降につきましては、計数資料として、総務局における事業費をより詳細に記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上、総務局関係の事業概要について御説明いたしました。

- **大桑正貴委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **井上さくら委員** 1つ、前半の選挙管理委員会の関係のところ、事務ミス一覧での一括公表の在り方のことをちょっとやったので、コンプライアンスの推進といいますか、ガバナンス推進室としての考え方をちょっと確認しておきたいんですが。

定例で一括公表しているというものと、やっぱりこれは個別で公表すべき案件ではないかということは、現場というか、当該の局が判断するとしても、やっぱりこれはガバナンス上重要だという場合には、きちんと公表すべきだという考え方とかは、総務局のほうではないんでしょうか。

- **近藤総務局長** 個別公表にするか、また一括公表にするかというお話ですが、個々の事案ごとに内容の重大性や市民社会への影響などを考慮して判断しております。その中で影響が大きいと判断したもの、また、市民への迅速な情報提供の周知が必要と考える場合につきましては、当該所管局に対して個別公表、こういったものについては個別公表にしてくださいという話で確認をしております。それ以外のものにつきましては、一括公表という形で整理をさせていただいております。

- **井上さくら委員** では、総務局として、これは個別公表が必要ではないですかということはどういうことなんですか。そうすると、今年2月の総選挙の際の鶴見の投票録の紛失の件が、何で一括公表なんだということを私はおかしいと思っているんだけど、これについては分かれば、ちょっと個別の案件だし、昨年度のことではあるんだけど、総務局としてこれはちゃんとやっぱり公表すべきではないかと言わなかったのかどうか分かりますか。

- **湊ガバナンス推進室長** 私どもも、3月の中旬に鶴見区からそういった報告をいただきまして、選挙の投票録の紛失ということでもありましたので、個別公表の可能性もあるのではないかとということもあって、ただ、選挙に係る投票録の重要度というものを直接私どもだけで判断するのも難しいものがございますから、そこは選挙管理委員会事務局のほうにちゃんと見解を聞いた上で、鶴見区として公表の判断を改めて報告——判断というか、聞かせていただきたいということで、必ず個別公表にしろとか、そこまで強くは申し上げませんでしたけれども、一応そういう可能性もあるということを前提に、鶴見区から選挙管理委員会事務局に聞いていただいて、その報告を改めて伺ったところでございます。

- **井上さくら委員** 結局、区が判断して一括でいいということにしてしまったんだけど、誰ももう少し上の視点というか、当事者だけではない視点で、これは市民に直接影響も及んでいますし、被害が出ていますので、個人情報という意味では。それは公表すべきだという視点を持たなかったのがやはり問題だなと思います。

その一括公表と個別公表の案件では、何年前ですけれども、プールの水を先生が締め忘れてしまって、水道がかなり流れてしまって水道料金が非常に高額になってしまったという案件がありました。あれ、やっぱり同様のことがたしか先に川崎市か何かであって、その費用負担をどうするんだという問題になった。同

様のことが横浜でもあったのに、横浜では一括公表にしてしまったから、要するに事態の重要性というのがあまり知られなかったんですよ。これおかしいじゃないかという話があって、たしかもう一回あったときは個別公表しているんだけど。

例えば、これやっぱり金額の問題で考えるか。さっきの鶴見区の問題で言えば、これ法律で保管が義務づけられている文書が紛失されて出てこないという状態だから、違法状態になっているわけです。だから法律に抵触しているわけです。そういうものはちゃんと公表するとか、それから個人情報の漏えいで100人を超えたら、国には報告義務があるわけだ。だけれども、市民には出さないと。人数は書いてあるけれども、どういう事態なのかということは明らかにはされていないですから。これはやっぱりある程度、一括公表ということでは、事態がやっぱり過小評価され、矮小化されてしまうのではないかと。市民もその事実を知ることができないし、再発防止についてもきちんと示されないままと。これはちょっと問題あるのではないかと思うんですけども、どうですか。

- **近藤総務局長** 今、委員のほうから御意見をいただきました。基準というような形なんですけれども、全て基準、しゃくし定規に当てはめると、本当に様々な具体的な状況がございます。そうした中で、硬直的な運用になるおそれもあります。

ただ、その明確な基準というか、考え方につきましては、先ほど申し上げましたとおり影響が大きいもの、また、市民への迅速な情報の提供が必要なものという形で考えておりますので、そういった中でこの2つの物差しを当てて、一括公表にすべきものなのか、個別公表にするものなのかというものを、これまでの事例等も含めてきちんと、基準という形でかちつとしたものはなかなか難しいかと思っておりますけれども、その考え方というのをもう一回、今回のことを踏まえて整理してまいりたいと考えております。

- **井上さくら委員** これ、事実上やっぱり当該局、多くはミスをした当該にその公表の方法が任されてしまうということは、ガバナンス推進室とあって、名前がコンプライアンス推進室からガバナンス推進室に今年度から上がったということで、ガバナンスの面として、全然ガバナンス効いていないと思えますよ。それぞれの当事者が公表したければしてくださいと。先ほど、一応影響が大きいものとか、市民への影響とかおっしゃったけれども、鶴見区の件はどっちにも関わっていますって。法令違反になっているんだし、市民の個人情報の漏えいで、かつ特定できないから、いち早くそのおそれがある人たちには知らせなければならないから公表するしかないんですよ。それでも、やっぱり当該の局というか区は、一括公表のほうが目立たないから、絶対そのほうがいいわけですよ。謝らなければいけないケースですよ。謝らなければいけないのに、ごめんなさいの一言もないんですよ。そういうことが、それはもう各局、各現場の判断でいいですよとしていたらガバナンスにならないと思うんだけど、副市長どうですか。

- **松浦副市長** 井上委員のやり方もよく分かります。今、総務局長が言いましたけれども、我々は事案の内容とか社会の影響を捉えながら、それが一括公表なのか、個別行為なのか見定めているんですけども、全てが全て局任せにしまうと、そういった今委員が言われることもありますので。ガバナンス室が今回できましたので、しっかりその事案についてより関わっていく、より深く突っ込んで確認していくということはやっていかなければいけないと思っております。

- **井上さくら委員** そうしてください。ぜひガバナンス室として新年度スタートするわけですから、その名前が本当に有効なものになるようにしていただきたいと思うので、意見で申し上げておきます。

- **大桑正貴委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で総務局関係の議題は終了いたしました。

次に、防災・危機管理統括本部関係に入ります。

当局参集の間、暫時休憩といたします。

休憩時刻 午後0時35分

(当局交代)

再開時刻 午後0時36分

- 大桑正貴委員長 それでは、委員会を再開いたします。

◎ 本部長挨拶及び職員紹介（部長職以上）

- 大桑正貴委員長 防災・危機管理統括本部関係に入ります。

初めに、稲村本部長の挨拶及び職員紹介がございます。

- 稲村防災・危機管理統括本部長 防災・危機管理統括本部長の稲村宣泰でございます。どうぞよろしくお願いたします。

大桑委員長、竹内副委員長、大岩副委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、今後1年間、統括本部所管の事業につきまして、議案及び諸案件の御審査等をいただきます。各委員の皆様方の御指導、御助言を賜りながら、本市の発展と市民生活の向上に向けて、職員一同全力を尽くしてまいります。どうぞよろしくお願いたします。

防災・危機管理統括本部の機構の説明と併せまして、部長職の職員を紹介いたします。

機構及び事務分掌の1ページの組織図を御覧ください。

防災・危機管理統括本部は、1つの部、4つの課で構成しております。

(職員紹介)

- 稲村防災・危機管理統括本部長 事務分掌につきましては2ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上でございます。

◎ 事業概要について

- 大桑正貴委員長 それでは、議題に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままをお願いいたします。

事業概要についてを議題に供します。

当局の説明を求めます。

- 稲村防災・危機管理統括本部長 それでは、令和8年度の防災・危機管理統括本部の事業概要について御説明をいたします。

初めに、PDF資料では6ページ目、スライド上では、右下に記載しておりますページ番号1ページを御覧ください。

令和8年度防災・危機管理統括本部運営方針について御説明いたします。

まず、I、基本目標です。右下のピンク色の部分を御覧ください。

防災・危機管理統括本部では、中期計画を踏まえ、地震防災戦略による防災・減災対策の強化及び風水害対策の取組を推進します。

災害に強いまちづくりを大枠の目標とし、3つの取組を掲げております。

1つ目として、自然災害への体制強化のため、自助・共助・公助の取組を一体的に進めます。感震ブレイカー、家具転倒防止器具設置の推進や災害対策備蓄事業の推進、災害リスクや避難先等の周知・啓発の推進などを実施します。これは、左側の総合的な取組の①に対応しています。

2つ目は、地震防災戦略を推進します。全庁一体となって、市民の命と暮らしを守る施策を推進します。これは、左側の総合的な取組の②と横断的な取組の③に対応しています。

3つ目は、市防災計画等を修正します。地震被害想定調査の結果を活用した防災計画等の見直しを実施します。これは、左側の総合的な取組の②に対応しています。

次に、2ページを御覧ください。

左側、Ⅱ、目標達成に向けた施策については3つの取組で構成しています。なお、中期計画に位置づけのある施策や取組には、新中期マークをつけています。

1つ目は、大規模地震被害の軽減に向けた取組です。発災時の安全の確保や自助・共助の取組の支援を進めるとともに、誰もが安心して避難生活を送ることができるよう避難所環境を整備します。また、大規模災害時において、広域支援部隊のベースキャンプ機能や物資の流通拠点機能を担う広域防災拠点の整備を進めます。

2つ目は、風水害被害の軽減に向けた取組です。様々な手段を活用した避難行動の支援や啓発活動の推進により、激甚化・頻発化する風水害から市民の命と財産を守る取組を進めます。また、ハザードマップ等を用いた啓発活動や、災害情報等を発信する危機管理システムなどの運用を行います。

3つ目は、災害対応力の強化に向けた取組です。総合防災訓練を実施し、防災意識の向上を図ります。また、地震被害想定調査の結果を活用し、防災計画等の見直しを行います。さらに、大都市ならではの災害対策として、帰宅困難者対策に取り組みます。

最後に、右側のⅢ、目標達成に向けた組織運営です。横浜市地震防災戦略の実現に向け、市民の皆様の命と暮らしを守り、自助・共助・公助の取組を一体的に進めるため、防災・減災対策の全庁的な司令塔機能を発揮するとともに、有事において機動的かつ迅速に対応する防災・危機管理統括本部として各施策を強力に推進します。

また、あらゆる危機に全力で立ち向かい、市民の命を守り抜くことをミッションステートメントとし、以下のいつでも前向きに、いつでも市民のために、いつでも改革・改善を念頭に、業務への向き合い方の徹底を図ります。あわせて、責任職は長時間労働是正に向けたマネジメント等に取り組み、働きやすい職場環境づくりを進めます。

以上が防災・危機管理統括本部の運営方針でございます。

次に、3ページを御覧ください。

ここからは、令和8年度防災・危機管理統括本部予算についてです。内容につきましては要点を絞って、下線部を中心に御説明いたします。

予算規模は36億8569万円で、前年度と比較し5億1828万円、16.4%の増となっています。主な増減の要因は、横浜市地震防災戦略の推進による増4.8億円です。

4ページを御覧ください。

続きまして、令和8年度予算のポイントについてです。予算のポイントは、地震防災戦略の推進による防災・減災対策等の強化です。地震災害や近年頻発する風水害などから市民の命と暮らしを守るため、地震防災戦略の推進や風水害対策の強化など、中期計画素案に定めた施策を中心に取り組みます。

令和8年度は、大規模地震被害の軽減に向けた取組、風水害被害の軽減に向けた取組及び災害対応力の強化に向けた取組について予算事業を計上し、自助の支援や共助の支援、それらを支える公助を一体的に進めることとします。

なお、資料記載の各事業のうち、横浜市地震防災戦略に該当する事業は戦略マークをつけています。

5ページを御覧ください。

1、大規模地震被害の軽減に向けた取組として21億5159万円を計上し、発災時の安全の確保などの自助の取組の支援や共助の取組の支援を進め、避難所環境を整備します。また、ベースキャンプ機能や物資の流通拠点機能を担う広域防災拠点の整備を進めます。

具体の事業ですが、まず災害対策備蓄事業として13億2838万円を計上し、食料、飲料水の備蓄量を3食3日分に拡充するほか、栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上等に必要な物資や、車中泊避難者の健康リスク軽減のための資機材の導入を進めます。また、物資の確保や、避難所等への物資供給体制の強化に向け、流通備蓄など民間事業者と連携した取組も進めます。

6ページを御覧ください。

上瀬谷広域防災拠点防災備蓄庫整備事業として2500万円を計上し、旧上瀬谷通信施設地区に整備する広域防災拠点の物資の流通拠点機能として、本市の備蓄物資を保管する倉庫の整備を進めます。

次に、地域防災拠点機能強化事業として2億4385万円を計上し、防災備蓄庫の新設や移設等を行うとともに、老朽化した備蓄庫の建て替えを行います。また、実効性のある避難所運営に向けて、被害想定の見直しや各地域の実情等を踏まえた避難スキームの検討を行います。

7ページを御覧ください。

飲料水確保対策事業として721万円を計上し、応急給水施設が整備されていない地域防災拠点に耐震給水栓の整備を進めます。

感震ブレーカー等設置推進事業については1億7750万円を計上し、延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、器具代を全額補助し、感震ブレーカー設置率80%を目指します。

8ページを御覧ください。

家具転倒防止対策助成事業として3620万円を計上し、補助対象を高齢者・障害者世帯から全世帯に拡大するとともに、延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、器具代の全額補助を実施し、家具転倒防止器具設置率80%を目指します。

次に、地域の防災担い手育成事業として2590万円を計上し、地域防災の担い手を育成します。また、よこはま防災研修では体験型研修などを行い、自助・共助の意識向上を図ります。

さらに、次世代の防災リーダーを育成するため、中学生を対象とした防災教育プログラムを実施するとともに、小学生向けの防災啓発として、横浜市民防災センターへの防災体験ツアーも実施します。

9ページを御覧ください。

防災・減災普及啓発事業として4628万円を計上し、停電・断水等が生じても自宅等で生活が継続できるよ

うに、個人での備えを促進する啓発活動を民間等と連携しながら行います。また、平常時には、防災学習コンテンツや防災活動を支援する補助金等の情報、災害時には避難情報や支援物資などの情報をワンストップで利用することができるウェブサイトの運用を開始します。

10ページを御覧ください。

続きまして、2、風水害被害の軽減に向けた取組として1億2878万円を計上し、様々な手段を活用した避難行動の支援や啓発活動の推進により、激甚化・頻発化する風水害から市民の命と財産を守る取組を進めます。

具体的には、洪水や高潮、内水に備えるために、ハザードマップ等を用いた啓発活動を行うとともに、災害情報等を発信する危機管理システムなどの運用を行います。具体の事業ですが、高潮・洪水ハザードマップ作成事業として2008万円を計上し、浸水ハザードマップの作成・更新や、耳で聞くハザードマップの運用などを行います。

11ページを御覧ください。

3、災害対応力の強化に向けた取組として3億8377万円を計上し、地震被害想定調査の結果を活用した防災計画等の見直し、帰宅困難者一時滞在施設の拡充に取り組みます。

具体の事業ですが、危機対象・防災訓練事業として5186万円を計上し、横浜市総合防災訓練、防災とボランティアの日防災訓練等を実施し、あらゆる災害に備えます。また、災害現場の状況を映像情報により市・区本部へ共有し、迅速・的確な応急対策につなげるため、リアルタイムで映像伝送を行う仕組みを構築します。

次に、防災行政用無線運用事業として2億5784万円を計上し、災害発生時に、市庁舎・区庁舎、地域防災拠点、防災関係機関等と通信を確保するため、各種設備の維持管理を行います。また、費用対効果の高い次期無線網の構築を進めます。

12ページを御覧ください。

最後に、危機対処計画等修正検討事業として1132万円を計上し、地震被害想定調査の結果を活用し、防災計画等の見直しを行うとともに、地震防災対策の効果等を把握するためのアンケート調査を実施します。また、どこに避難しても必要な支援等が得られるよう、被災者支援システムの構築に向けた検討を進めます。

13ページからは、予算に関する計数的な総括表と事業費の詳細を掲載しておりますので、こちらについても後ほど御覧ください。

令和8年度防災・危機管理統括本部事業概要についての御説明は以上となります。

- **大桑正貴委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **山下正人委員** 1点だけちょっと確認させてください。せっかく統括本部となったので、防災はやっぱり市民にとっても非常に関心の高いことなので1点だけ確認したいんですが。

今、事業概要を御説明いただいて、我々、自助・共助・公助ということで基本的には考えているんですが、その公助の部分がちょっと範囲がざくっとしているなという印象を受けているんですね。というのは、局地的な水害等で横浜市の危機管理統括本部が対応するというものと、例えば、今、大規模災害、大規模地震というものが想定される中で、例えば横浜の中心部含めて、数百人、数千人規模の不明者が出るような規模というものが同じテーブルで議論されている気がするんですが、大規模になったときに、今の横浜市の体制の中ではかなり無理があつてできないと私思っているんですけども、それに対して何か対策というものは今

どのように検討されているのか、お伺いしたいんですけども。

- **稲村防災・危機管理統括本部長** 委員の御懸念はもつともございまして、大規模といいますと大きな首都直下の地震ですとか、相模トラフ系の大きな地震が起こったときということを想定しているわけですけども、やはり避難所環境を今回よくしていこうということもありまして、地域防災拠点に避難される方の人数というのは、以前は割り返して1000人というお話もしていましたけれども、快適にお住まいいただこうとすると、やはりその数はもう少し減らしていかなければいけないと。減らした分どこかでその避難者を受け止めなければいけないということになりますと、やはり地域の方たちに今運営とかを担っていただいている拠点の運営以外の避難所とかを、また地域の人というわけにはこれはいかないと考えておりまして、そこは、やはり市内の内部ではリソースがもう足りないのではないかとこのことを考えております。

そういう意味では、多くの方のボランティアであったりとか、あるいは昨年協定を1事業者と結ばせていただきましたけれども、避難所運営をやっていただけるような事業者さん、旅行会社さんなんですけれども、というところもありますので、こういったところと協定を結んだりということとはしております。

まだまだ、想定を考えますと、避難者が安心して生活していただくためには、その担い手というものについては不足があると認識しておりますので、広く、そういった横浜市内に入っていただけるような事業者さんだったりとか、ボランティアというところの仕組みを構築していかなければいけないと考えているところです。

- **山下正人委員** 今本部長おっしゃられたとおりでと思うんですね。我々、今まで様々な災害の現場というのを見てきて、熊本なんかもそうですし、能登なんかもそうなんです。

例えば、自治体の職員たちにそこを、避難所も含めて地域のボランティアとか、これ正直無理ですよ、みんな被災者です。皆さん方もそういった立場になったときに、家族が行方不明だというときに、公務員だからやれと言われるのも、かなりこれは無理があるような事態になってくるんですね。国がまさしく今防災庁を考えていらっしゃるのはそのこのところもあるので、国とそういったところ、特にこれだけのかい370万の大都市なので、その辺のところの国との意見交換、調整等というのは何かやっていたらいいんじゃないかな。

- **稲村防災・危機管理統括本部長** まだ具体的にはというところではあるんですけども、事あるごとに内閣府の内閣防災の職員の方々とは意見交換するような機会もいただいております。やはり地方で大きな地震があった場合と首都圏で大きな地震があった場合では、やはり様相も違うということもありますので、他国とか見てみますと、やはり被災地が自分たちで被災地を守るということは基本的には考えられておらず、国なり、あるいは被災地外の市町村が応援に入って避難所運営をしていくということが大きなコンセプトになっているということもありますので、そういった認識を内閣府の皆様とも共有して対応していきたいと考えているところです。

- **山下正人委員** ぜひそこを進めていただきたいというのと、今回、横浜市がTKBユニットというのはを全国に先駆けて1ユニット導入されたというのは、横浜市民のために使うというのももちろんのことなんですけれども、あれ私一つのモデルだと思っていて、今おっしゃられたような地方のところだったらでかい都市が応援に行けるんですけども、370万の横浜を応援してくれる都市なんて多分ないと思います。隣が東京だから、東京も同じような状況だとすると、首都圏直下であったときに、では、どこの都市が災害のサポートしてくれるかといったら、多分これ不可能に近いと思っているんですね。今お話あったように、海外の

事例というのは、それをシステムチックにちゃんと整えられておりますし、それは国の内閣府でも検討されているようです。

この前、ある人に言われたんですけども、災害のトリアージというのを考えるべきだって言われたんですね。要は、横浜市内の河川の小規模の床下浸水だったらうちでできますよとか、首都直下型でもう何万人も実は非常に被害を受けているんですというものは、恐らくランクが違ってくると思うんですよ。だから、災害のトリアージというのをできるところもやっぱり考えていかないと、頑張りますというのは根性論はいいんですけども、限界もあると思うので、そういったところも踏まえて、今後の危機管理の統括本部で、横浜市民の命を守る計画というものをしっかりつくっていただきたいと思っていますので、この1年どうぞよろしく願い申し上げます。

以上です。

- **黒川勝委員** 前にも関連するんですけども、前にも何度か質問しているんですが、3食3日分というのが、その根拠が何回聞いてもよく分からなくて。3食3日分というのは、さっき言われた1000人という話がありましたけれども、1000人の人の3食3日分なのか。それは恐らく小学校の体育館なんかで避難される人たちの分なんだと思いますけれども、あと、ここに書いてあるように車中泊だったりですか、あと、いわゆる自宅避難ということで、自宅に避難しているけれども、水も電気も通りませんみたいなことになったら、避難所に品物を、食べ物だとか水だとかというのをもらいに行くという人もいるわけですね。あと恐らく、先ほどこれだけでは足りないというお話ありましたけれども、熊本の例を見ても、仙台の例を見ても、自治会町内会の会館なんかで避難所になって、恐らくそんなに長い期間ではないですけども、そういうところで恐らく3日間どうやって過ごすかみたいなことというのものもあると思うんですね。そういうことも含めた中の3食3日なのか。

そうではなくて、もういわゆる体育館だけの3食3日ということだったら、これうたってもしょうがないと思うんですよ。現実には、そんな3食3日分なんか、1000人分だけ用意したって全く足りなくなるということになると思いますので。いろんな全国から避難物資なんかやってくるんだとは思いますが、それまでの間を考えると、今この3食3日という考え方はどういう数字的な根拠で考えているのかをまずは教えてもらえますか。

- **稲村防災・危機管理統括本部長** 3食3日分は、必ずしも避難所に行く方ということではなくて、建物倒壊ですとかいろんなことで、いわゆる避難者になってしまう方が避難所に行かれたりとか、あるいは車中泊避難を選択されたりとかということはあると思いますけれども、その想定分の数を用意すると、3食3日分を用意するというようにしております。

あとは、今計画で決まっているのは、地域防災拠点というのは物資の拠点になっていますから、そこにはもちろん配送もしますしということになっていますけれども、新たな車中泊避難とかというのは、どこで今散発的に起こるか分からないという中で、コントロールをしていこうとしていますけれども、そういった配り方、そういったことも今同時に検討しているというところがございます。

3食3日分というのは、4日目以降になりますと、国のほうからもプッシュ型の支援が入ってくるというのが、これまでの事例でも明らかになっておりますので、その分は最低限確保していこうという考え方でございます。

- **黒川勝委員** その辺がよく分からなくて、例えば、いわゆる避難所みたいなのところに関して、公的な避難

所に対しては人数分が何人分の3食3日分、あと車中泊の人は何人分が3食3日分、あるいは自宅に避難しているような人たちは何人分とかという、そういう積み上げで恐らく3食3日分という数字が出てくるんだと思うんですけども、そういう数字を出しているんだとすれば、資料として頂けないかなと思います、いかがでしょうか。

- **稲村防災・危機管理統括本部長** 今算定しています避難者数というのが、10数年前に想定をした被害想定になっております。見直しをする前に能登半島地震が起きてしまったということもあって、まずは地震防災戦略を先に策定いたしました。かなり前の想定で一旦は備蓄をしていこうということで決まったわけですが、今ちょうど、今日も御紹介いたしておりますけれども、新しい地震被害想定をまとめている最中ですので、それが出ますと、また避難者が何人ぐらいになって、避難所に行く方がどれぐらいになってという新たな数値が出てまいりますので、今年度その中でお示しできればなと思っております。
- **黒川勝委員** ちょっと細かい話で申し訳ないんですけども、あと、災害対策備蓄倉庫というのがうちの近所の富岡東にあるのと、あと港北の新羽のほうにもあると聞いているんですけども、そのほかにもこういう倉庫って何か所ぐらいあるんですか、横浜全体で。
- **木野知防災・危機管理推進部担当部長** 方面別備蓄庫に関しましては12か所設けております。
- **黒川勝委員** この12か所というのは、12か所というと大分大きな数になるので、ちょっと質問がちんぷんかんぷんかもしれませんが、瀬谷に大きな対策本部みたいなものが、全体的な避難所支援の施設ができるとなると、そこに集約されるということになるのか。それとも、この12か所というのはこのまま残るといことなのか。
- **稲村防災・危機管理統括本部長** 上瀬谷のほうにはかなり大きな備蓄倉庫ができますけれども、その12か所につきましては、その活用方法とかも含めて再編という形で残すのか、あるいは集約するのかということについては検討していきたいと考えております。
- **黒川勝委員** 分かりました。やっぱり備蓄って、流通備蓄なんかも含めていろいろこれから検討されるんだと思いますけれども、いろんな形で考えながらまとめていかなければいけないと思いますので、でも、そういう数字的な根拠みたいなものが、僕なんかにはよく説明されないものですから、ただ単純に3食3日と言われても、いろんな形があつての3食3日になると思うので、それが満たされているのかどうかということが我々には伝わってこない。12か所も備蓄倉庫があつて、その12か所の備蓄倉庫にはどれだけの量があつて、その量というのは今の市民の皆さんに対してどういうふうに、この3食3日も含めて充足しているのか。あと、学校の体育館なんかの防災倉庫なんかも備蓄品って当然あると思いますので、それも足し込んでいくと、この3食3日がどういうふうに充足されていくのかという、そういうものが分かるようなそういう資料を出していただきたいと思うんですが、すぐには出ないのであれば、出るかどうか聞かせていただけますか。
- **稲村防災・危機管理統括本部長** 先ほどちょっと繰り返になりますけれども、今年度中といたしますが、比較的早い段階で新しい被害想定が出て避難者数は確定していくと思いますので、それをもって、その内訳という数字の資料を作らせていただくということでよろしいでしょうか。
- **黒川勝委員** ありがとうございます。その避難者数の中には、いわゆるさっき言った在宅の避難だったり、車中泊の避難だったり、そういうものも細かい数字として出てくるという理解でよろしいですか。
- **稲村防災・危機管理統括本部長** 避難者の内訳は出てまいります。ただ、在宅避難の方に関しては、基本

的には在宅されているという前提がありますので、そこは3食3日分の個人備蓄を御用意いただいているということになると思います。そうでありませんと、市民全員分の3食3日分を用意するという事になってしまいますので、在宅で行われる方については個人備蓄を。ただ、個人備蓄をしていたのに、家が倒壊してしまってその持ち出しができないという方は避難者に計上されますので、その方の分はちゃんと確保するという考え方でございます。

(「想定されると」と呼ぶ者あり)

- 稲村防災・危機管理統括本部長 はい。

(「了解です」と呼ぶ者あり)

- 大桑正貴委員長 では、資料については新たな計画が公表され次第、必ずしっかりと資料を頂くということとでよろしくをお願いします。

では、他によろしいでしょうか。

(発言する者なし)

- 大桑正貴委員長 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で防災・危機管理統括本部関係の議題は終了いたしました。

次に、行財政局関係に入ります。

当局参集の間、暫時休憩といたします。

休憩時刻 午後1時05分

(当局交代)

再開時刻 午後1時10分

- 大桑正貴委員長 それでは、委員会を再開いたします。

◎ 局長挨拶及び職員紹介(部長職以上)

- 大桑正貴委員長 行財政局関係に入ります。

初めに、原田局長の挨拶及び職員紹介がございます。

- 原田行財政局長 行財政局長の原田浩一郎でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

大桑委員長、竹内副委員長、大岩副委員長をはじめ、各委員の皆様におかれましては、今後1年間、当局所管の事務事業につきまして御審査をいただくこととなります。御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、行財政局の機構の説明と併せまして、部長職以上の職員を紹介いたします。

機構及び事務分掌の1ページのほうを御覧ください。

行財政局は、行政イノベーション推進室、共創・ファシリティマネジメント推進室、財政部、人材戦略部で構成されております。

まず、行政イノベーション推進室でございます。

(職員紹介)

- 原田行財政局長 所掌事務といたしまして、行政運営の改革及び改善、歳出改革の推進、デジタル化の推進などを担当いたします。

次に、共創・ファシリティマネジメント推進室でございます。

(職員紹介)

- 原田行財政局長 所掌事務といたしまして、民間事業者等との連携に係る施策の企画、立案、総合調整、相談等、市民協働の推進、資産活用に係る基本方針などを担当いたします。

次に、財政部でございます。

(職員紹介)

- 原田行財政局長 所掌事務といたしまして、市債の全体計画、発行及び管理、財政運営及び予算の編成、執行管理などを担当いたします。

次に、人材戦略部でございます。

(職員紹介)

- 原田行財政局長 所掌事務といたしまして、職員の人事、定員、配置及び組織、給与、その他勤務条件、研修及び人材育成などを担当いたします。

なお、事務分掌の詳細につきましては資料の2ページ以降に掲載しておりますので、後ほど御覧をいただければと思います。

◎ 事業概要について

- 大桑正貴委員長 それでは、議題に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままでお願いいたします。

事業概要についてを議題に供します。

当局の説明を求めます。

- 原田行財政局長 それでは、令和8年度の行財政局の事業概要につきまして御説明をいたします。

3ページをお開きください。

令和8年度行財政局運営方針でございます。下線を引いた部分を中心に御説明をいたします。

まず、Ⅰ、基本目標でございますが、行財政局では、新たな局の初年度といたしまして、中期計画や財政ビジョン、行政運営の基本方針という3つの方針を踏まえ、DXやAI活用、公民連携を一層推進し、人材・財源・施設等の市が保有する経営資源の価値を最大化することで、環境の変化にシなやかに対応し、市民の皆様の実感につながる行財政運営を目指すことを掲げております。

次に、4ページを御覧ください。

Ⅱ、目標達成に向けた施策でございますが、DXによる市民目線のサービス変革、DX・行政イノベーションの推進、公民連携の推進、将来を見据えたファシリティマネジメントの推進、持続可能な財政運営、誰もが力を発揮できる組織づくりの6つの柱で取り組んでまいります。

また、中段の囲みにありますとおり、横浜グリーンエクスポの成功に向けまして、各区局統括本部が推進する施策・取組を積極的かつ横断的に支援するとともに、職員研修や主催のイベント等、あらゆる情報発信の機会を捉え、機運の醸成に取り組みます。

下段には、Ⅲ、目標達成に向けた組織運営を掲載しております。市の行財政全体を支える局として、市民目線・スピード感・全体最適の3つを柱にし、組織運営に取り組んでまいります。

5ページを御覧ください。

運営方針に掲げた柱ごとに、主な取組について御説明をいたします。

初めに、1つ目の柱、DXによる市民目線のサービス変革です。

AIの活用等による市民サービスの向上として、行政手続に関する案内や情報検索、窓口での対応に、生成AIをはじめとした先端技術を活用することで、より利便性や質の高いサービスを提供すること、業務の効率化を図る取組を進めてまいります。

6ページを御覧ください。

オンライン手続の利用拡大として、ライフイベント手続のオンライン化をさらに進めるとともに、オンライン手続の入り口となります横浜DIGITAL窓口の利用促進に取り組みます。

7ページを御覧ください。

デジタルデバйд対策として、スマートフォンの基本的な操作等をまとめたマニュアルを18区役所に配架し、デジタル機器に不慣れな方にも安心してサービスをお使いいただけるように、操作方法を確認できる環境を整えます。

8ページを御覧ください。

AIを活用した市民目線の政策立案として、市民の声の傾向分析・声と声の関連性の分析などに加えて、本市の施策・事業や予算などと合わせて経年変化などの分析を行うブロードリスニングを実装いたします。

9ページを御覧ください。

待たない・書かない・回らない窓口の実現として、申請書への手書き記入を大幅に削減する仕組みの導入など、区役所の窓口サービスのリ・デザインを行い、来庁された市民の皆様の利便性向上と職員の業務効率化を図るとともに、各区役所に導入するRPAの集中管理を行う基盤環境の実証を行ってまいります。

10ページを御覧ください。

次に、2つ目の柱、DX・行政イノベーションの推進です。

DX・AIイノベーションによる内部事務のリ・デザインとして、AIの活用による内部業務の効率化に取り組みます。生成AIの安全かつ積極的な活用を促進するとともに、法令や業務のマニュアル、FAQ等をAIが参照し、より正確で的確な回答を作成する仕組みの活用を全庁に広げます。

11ページを御覧ください。

組織のAI力向上として、AIイノベーションアドバイザーの活用や庁内のAI推進人材の養成を進めるほか、類型別ユースケースの創出・実装化までの伴走により、全庁への展開を推進してまいります。

12ページを御覧ください。

RPA等先端技術を活用した効率化・省力化といたしまして、内製したロボットを横展開し、効果を広げるとともに、手書き書類などをデータ化するAI-OCRとRPAを連携させ、一連の処理の自動化を進めてまいります。

また、先端技術を活用できる新たな業務基盤の検討として、職員業務基盤であるYCANの最適化に向けた取組を開始し、将来の業務像を見据えた次期YCANのグランドデザインを策定いたします。

13ページ、14ページには、コラムとして、AIイノベーションの推進に向けた活用テーマや、各局の取組について記載をしております。

15ページまでお進みください。

DXを推進する組織体制の整備として、システム導入等の庁内伴走支援に取り組んでまいります。各部署

のDXに関する取組について、様々な手段による支援を行い、市民の皆様や職員が使いやすく満足度の高いシステムやサービスの導入等を推進いたします。

16ページを御覧ください。

デジタル人材の育成として、職員・職種ごとに求められるデジタル人材像を明確にし、戦略的な人材育成の基盤をデザインするとともに、各層に応じた実践的な研修を行い、職員のマインドセット・スキル向上を図ってまいります。

17ページを御覧ください。

創発・共創による課題解決プラットフォームYOKOHAMA Hack!の運営等といたしまして、各区局が抱える行政課題に対し、民間企業等からのアイデア募集やワーキング実施などを通じて課題の解決につなげ、本市のDX推進を図ります。また、参画企業との意見交換をより円滑に行える仕組みの検討など、民間企業との共創を促進するプラットフォームとしての魅力の向上を図ってまいります。

18ページを御覧ください。

庁内システム基盤の構築といたしまして、まず住民情報系システムの標準化対応について、移行済みの9業務に続き、残る国民健康保険業務などの移行を着実に実施するとともに、それ以外の業務については、事業者の状況を踏まえ、移行時期の検討等に取り組んでまいります。

また、情報セキュリティ対策の推進については、脆弱性検査と検査結果に基づいた対応を、専門家の知見を取り入れながら実施するとともに、サイバー攻撃対応専門チームへの研修を新たに実施することで、迅速かつ的確な対応能力の向上を図ってまいります。

19ページを御覧ください。

歳出改革の推進として、2030年度までの減債基金の臨時的活用の脱却に向け、収支差解消に向けた改革のフェーズ展開に基づき、歳出改革を推進いたします。

20ページを御覧ください。

職員の意識改革等として、意識改革とBPRの推進については、持続可能な市政を担う組織・人材、運営の仕組みのイノベーションの実現に向けた取組を行います。具体的には、新任部長を対象にした改革実践手法を学ぶプロジェクトの実施などに取り組んでまいります。

また、経費適正化の推進については、行政サービスの水準を維持しつつ、契約の点検・分析による仕様の見直しなどを通じて経費の適正化を進めるため、これまでの取組事例やノウハウの庁内共有等を通じた支援を行ってまいります。

21ページを御覧ください。

3つ目の柱、公民連携の推進でございます。

まず、共創フロントの推進として、企業と行政の対話を進め、質の高い公共サービスの提供や横浜らしい地域活性化を図るとともに、共創の機運を一層高めるため、庁外にも広く共創の取組を発信いたします。

22ページを御覧ください。

オープンイノベーションの推進として、公民連携による循環社会及び共生社会の推進については、市内各地で展開されている民間団体、企業及び大学等における循環社会及び共生社会の実現に向けた取組を支援するとともに、サーキュラーエコノミーplusの成果を可視化する取組を進めてまいります。

23ページを御覧ください。

こども・若者を中心とする公民連携の取組の推進については、横浜グリーンエクスポに向け、よこはまネイチャーキッズとヨコハマゼロワンの活動を支援するほか、よこはま未来の実践会議等を実施いたします。

また、公民連携の推進に向けた財源確保策として、企業版ふるさと納税を活用したオープンイノベーションや、休眠預金等活用制度の活用促進に向けた情報発信などを実施するほか、オープンイノベーションの手法や仕組みの創発として、共創ラボや地域共生ハッカソンの手法や仕組みを活用し、オープンイノベーションを推進してまいります。

24ページを御覧ください。

市民協働の推進として、多様な主体が連携し、地域課題の解決に取り組む協働による地域づくりを支援するほか、市民協働推進センターの運営等を行います。

25ページを御覧ください。

PPPの推進として、横浜PPPプラットフォームの活動等の推進については、活動をより実践的な場とするため、公民対話の機会を拡充するとともに、民間事業者の創意工夫を広く受け付ける民間提案制度を運用いたします。

また、指定管理者制度の適切な運用支援について、研修等を通じて職員のスキルアップを図るとともに、客観的な視点に立って指定管理施設の評価を実施する第三者評価員を養成いたします。

26ページを御覧ください。

4つ目の柱、将来を見据えたファシリティマネジメントの推進でございます。

資産の戦略的利活用として、未利用等土地の適正化目標に向け、売却・定期借地をはじめとした戦略的利活用を全庁的に進めるとともに、廃校等の大規模資産について、関係区局や多様な主体と連携をし、利活用を検討・推進いたします。

27ページを御覧ください。

公共施設のマネジメントといたしまして、マネジメント3原則に沿った各局の取組を推進するとともに、学校施設、市営住宅、市民利用施設などの類型ごとに方針を策定し、施設規模の効率化を進めます。

28ページを御覧ください。

5つ目の柱、持続可能な財政運営でございます。

財政広報・事業評価の推進として、持続可能な市政運営に向けた財政運営に共感いただけるよう、市民の皆様が財政広報に触れる機会を増やし、世代やニーズに応じて分かりやすい情報発信・アウトリーチ型広報を進めてまいります。

また、客観的手法に基づき自己評価する事業評価制度を実施するなど、各事業のさらなる改善に向けて取り組んでまいります。

29ページを御覧ください。

財務会計システムの運用管理として、国が定める地方公会計の基準改定に対応するために必要な改修や、利便性向上に資する機能拡充を行い、業務効率化に取り組むとともに、システムの保守運用を行い、安定稼働の確保に努めてまいります。

30ページを御覧ください。

6つ目の柱、誰もが力を発揮できる組織づくりでございます。

戦略的な人材育成として、職員の意欲と能力を高め、最大限の力を発揮できるよう、横浜市人材育成ビ

ジョンに基づく取組を戦略的に進めるとともに、昇任予定者向け研修の充実や、社会の最新動向を学べるオンライン動画学習サービスの利用拡充など、職員のチャレンジ支援やリスクリングの機会の提供を行います。31ページを御覧ください。

障害者雇用の促進として、障害のある方々の就労の場を確保し、障害のある職員が生き生きと活躍し続けることができる職場づくりを進めてまいります。具体的には、法定雇用率の達成に向けて、障害のある会計年度任用職員の採用や、業務支援等を担う就労支援相談員の採用などに取り組みます。

その後、32ページから43ページにかけて、予算に関する計数的な総括表と事業費の詳細を掲載しておりますので、後ほど御覧をいただければと思います。

説明は以上でございます。

- **大桑正貴委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **山下正人委員** ファシリティマネジメントについてお聞きしたいんですが、ファシリティマネジメント推進室が共創に吸収合併されたのを今知ったんですが、何で。
- **原田行財政局長** どちらがどちらに合併されたのかというのはちょっと微妙なところがありますけれども、やはりファシリティマネジメント、施設ですとか資産も私どもの重要な経営資源であり、また同時に、その担い手をどう考えるかということも、これからの市政運営の中では重要な視点ということになってこようかと思えます。
行財政局の中には、人事部、人材戦略部、財政部のような人や金を差配する部門も持っておりますけれども、同時に新たな担い手ですとか資産の活用をどう考えるかということを一體的に検討することによって、最も効率的な手法は何かということの解を導きたいというか、そういう思想で今回の機構改革が行われていると理解をしています。
- **山下正人委員** これ、ファシリティマネジメント推進のところ、今御説明いただいたところを見ただけでも、PPPとかPFIしか書いてなくて、イメージね。もちろんPPPだとかPFIは我々も必要だとは思っているんですけども、今まで共創がずっとやっていたからね。

でも、ファシリティマネジメントが本来やらなければいけない仕事というのは、既存の公共施設をどう管理していくか、マネジメントしていくかというのが非常に大きなポイントだったんだけど、ファシリティマネジメントのところにその辺のことが一文ちょろっと書いてある程度でね。廃校等の大規模資産については云々かんぬんである程度でね。本来のファシリティマネジメントが一番やって、財政的にそういったところで益を生み出すというところのものが全く欠落しているから、だから吸収されたのではないのって聞いたの、俺。やる気ないのではないの、そこ。どうなの、局長。

- **原田行財政局長** ちょっと私のほうの事業概要のつくりがよくなかったかもしれませんが、実際にファシリティマネジメントの要素というのは非常に実は大事だと思っています。これから、それは人や金についても言えることですが、どうしても担い手の確保が難しくなったりということが起こってきますし、それから人口自体も、高齢化が進み、場合によっては人口減少ということにも、横浜市としてもなってくるという中で、そのファシリティをどう考えるかと。こういった試算もどんどん老朽化は進んでいきますので、そのときに、その規模をどうするか、あるいは再編整備が必要になった場合に、同じようなものを同じようにつくっていくのかということは当然議論しなければいけないと思いますし、そうはならないだろうと思っています。

直近の局内での議論の中でも、これから5年先、10年先、20年先を見据えて、やはり市が持っている施設というものをどういうふうにも再編整備をし、より効率的なサービスが提供できるようにしていくかというこの議論は重ねておりますので、事業概要上、そういったことの表現が十分でなかったことについては大変申し訳なく思いますけれども、私としては、そういったところにはマンパワーを割っていくべき案件だと認識をしています。

- **山下正人委員**　そこね、非常に随分前から議論されていて、そのためにつくられたのがファシリティマネジメント推進室ではないですか。その組織ができて、舌の根も乾かないうちにまたこうやって吸収合併されているとなると、俺はやる気がないのではないかと本当に思ってしまうよ、これ。

これ、松浦副市長に聞きたいんだけど、あなたも財政の責任者をやっていた立場で、あまたある公共施設の例えばエネルギー効率1つとっても、それを例えば3%でもいいよ、エネルギー効率をよくすることによってどれだけの金を生み出せるかというのは分かっているではないですか。だから、そういうことをやっていく組織だったと思ったのが、今回PPP、PFIだけにフォーカスを当てていて、共創と一緒にしてしまえみたいな、ちょっと乱暴だと思うし、随分前から議論されている公共施設の統廃合というのもの、ケアプラザと地区センターを一緒にするみたいな話も全然進んでこなくて、諦めたのかという印象を受けるんですけども、副市長としてしっかりやっていくという決意を教えてください。

- **松浦副市長**　令和8年度の今回の組織の再編の中で、政策経営・国際戦略局、それから行財政局、総務局、これが従前の政策・総務・財政局の3つの局の再編になりました。

ファシリティマネジメント推進室につきましては、令和4年度に財政ビジョンの議決をいただいて、令和5年の4月から旧財政局の中にファシリティマネジメント推進室をつくりました。それは旧財政局の管財課、それから旧財政局の公共事業調整室、そういったところを幾つか集めてファシリティマネジメントをつくりました。そういう中で、財政ビジョンの資産経営アクションを推進するために組織をつくりました。

それで、2年、3年運用してまいりましたけれども、今回の組織の再編というところについて言いますと、政策経営・国際戦略局と行財政局、政策・総務・財政といった3局のうち、総務局はどっちかというと思いつ切りバックヤードに行きまして、政策経営・国際戦略局と行財政局がしっかりと2つの、従来はトロイカ体制だったところが、二頭体制で市政を推進していく、そういった意味合いで考えています。

御指摘の資産経営といいますか、ファシリティマネジメントにつきましては、旧管財課であったり、旧公共事業調整室であったり、いわゆる技術管理部門であったり、幾つか集まってファシリティマネジメント推進室ができていましたけれども、その中からとりわけコアである公共施設のマネジメントを担う部分だけを行財政局に持ってきまして、今、原田局長が説明した、委員が御覧になっている運営方針で言いますと、26ページや27ページに実際今言われたことが要素として入っているんですね。

繰り返しになりますが、やはり予算といったお金の面、それから人材といった人の面、それから資産、この3つの経営資源というのは、横浜市があり続けるための貴重な経営資源であります。この3つの経営資源が、今までは政策・総務・財政の3局にまたがっていたところを、ある意味、一番コアなところを行財政局にまとめたところが今回の組織再編でございますので、しっかりと予算、お金の面、人の面、それから資産の面、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- **山下正人委員**　もうこれでやめますけれども、伝わらない、そういうのがね。旧管財なんて、もともと余っている土地を売ることしか考えていないし、何か活用するというのは私あんまり印象がなかったような

気がするんだけど、今年1年期待していますよ。谷口さん、頑張ってね。
終わります。

- **大桑正貴委員長** よろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)
- **大桑正貴委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。
以上で行財政局関係の議題は終了いたしました。

◇

◎ **閉会宣告**

- **大桑正貴委員長** 本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

閉会時刻 午後1時33分

速報版